

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 2 回定例会	3 月 2 日	開 会
	3 月 20 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 3 月 7 日（水曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成30年3月7日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興推進課長	男澤知樹君
総合支所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	三浦勝美君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高橋一清君
-------	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	及川明君
---------	------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 孝志
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第4号

平成29年3月7日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 平成29年 陳情8の2 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書
- 第 4 議案第13号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第 5 議案第14号 南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 第 6 議案第15号 南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第16号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第17号 南三陸町交通安全指導員条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第18号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第19号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第20号 南三陸町国民健康保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第21号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第22号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 第14 議案第23号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第24号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第25号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第26号 南三陸町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第27号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第20 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第21 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第22 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 第23 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 第24 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第25 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第26 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 第27 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 第28 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 第29 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 第30 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 第31 議案第40号 工事請負変更契約の締結について
- 第32 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 4 まで

午前9時59分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまでございます。本日もよろしくお願ひ
します。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会
議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番高橋兼次君、11番星
喜美男君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告10番、菅原辰雄君。質問件名1、地方創生への取り組みの現状と課題。2、まちづくり
について。以上2件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。12
番菅原辰雄君。

〔12番 菅原辰雄君 登壇〕

○12番（菅原辰雄君） おはようございます。12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問
を行います。

地方創生への取り組みの現状と課題について、町長に伺います。

あの忘れたくとも絶対忘れることのできない3月11日が目前でございます。早いもので、あ
の日から7回目の春を迎えます。改めて言うまでもなく、沿岸部の方々を中心に人命を初め
かけがえのない大切な多くのものを失いました。失意のどん底からの再スタートを切って7
年目、被災した人々もようやく「終の住処」としてみずから住宅再建、あるいは災害公営住
宅入居などとさまざまではあるが、落ち着いてきている現状であると認識しているところ
であります。

新しいまちづくりとして、旧市街地は10メートルもかさ上げしており、もちろん住むことは
できないなど震災前とは環境が大きく変わっております。震災前の志津川の町並みを思い描

くと、国道45号が市街地の真ん中を貫いており、広い表通りには旧家の白壁の土蔵が連なるなど歴史を感じられる風情に多くの観光客が訪れ、案内している地域ガイドの姿が見られた光景もとてもなつかしく思い出されます。そこからの裏道の多くは道幅が狭いが、家並みが連なっている。そこのほとんどの家が、間口は狭く奥行きがあるいわゆる町屋であり、そこにもなつかしい風景がありました。そこには昔からの近所づきあい、コミュニケーションもあり、日常生活での買い物にも近所に商店があり、平坦な町だったので歩いて、あるいは自転車で買い物ができたものでありました。役場や病院、郵便局などの公共施設や、町はずれにあったスーパー等へも歩いて、自転車で、気軽に行けました。

これらの失われた施設として、既に病院、役場などの公共施設の多くが復旧しております。商業施設も復旧したものの、町は大きく三分割されております。さんさん商店街やスーパーなどの商業施設は、各団地形成など距離を含め、お年寄りなどのいわゆる交通弱者と言われる人たちの「買い物は大変だ、遠くて坂道で」「バス代がかかる」などの声が多く聞かれます。これは志津川地区の住民の声ですが、当然のことながら町内全般に言えることであります。このように、震災前と大きく変化した環境への対応策については、行政として住民の切実な課題・問題であると捉えて、解決へ向けて誠心誠意取り組んでいってほしいものであります。

一般質問でございますが、平成26年度に第2次安倍内閣の政策として、東京一極集中を是正し地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げるとしてスタートした一連の政策に伴い、当町でも官民連係推進室を立ち上げ「南三陸総合戦略」を作成し、課題解決へ向けて歩んできたものだが、平成26年度から31年度までの5カ年計画の3年目に当たり、地方創生の取り組みの現状と課題を伺うものであります。

○議長（三浦清人君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

菅原辰雄議員の1件目のご質問、地方創生への取り組みの現状と課題ということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

当町の総合戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び宮城県地方創生総合戦略を踏まえた平成27年度から平成31年度の5カ年計画としておりまして、少子高齢化・人口減少への対応と活力ある持続可能な地域の実現に寄与することを目的に策定をさせていただいたところであります。

この総合戦略に基づき、町では移住・定住促進のための移住総合窓口の設置、南三陸ブラン

ドの育成と管理のための地域資源プラットフォームの創設など、さまざまな施策に取り組んでまいりました。これらの取り組みの成果として、総合戦略で掲げた3つの基本目標のうち、各種創業・起業支援施策を活用した創業件数及び年間転出超過者数については、目標達成が可能な状況にあるものと認識をいたしております。

しかしながら、基本目標のうち合計特殊出生率については目標の1.4に対して実績が1.22となっておりますことから、来年度からは若い世代の婚姻率を上げるため、結婚支援のための施策も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今町長からご答弁をいただきました。

東京一極集中を是正し、地方に元気が出るような政策ということでございますけれども、ここだけを見れば東京一極是正だからパイは同じなんだけれども、同じパイを奪い合い、言えばそういう形になろうかと思えます。そんな中でも当町でもいろいろな努力をして、移住・定住総合窓口はそれなりの成果があることは存じております。また、企業の支援と申しますかそういう観点からプラットフォーム設立、これもいろいろな活躍をしておるところでございます。それも目の当たりにして頑張っているなど、そういう思いで見えております。

先ほど町長答弁いただきました合計特殊出生率1.4が、現実としてまだ1.22である。今度から、若い男女の結婚について取り組むということでございます。町として、子育て支援という観点ではかなり、例えば保育所とかそういうところも1人目は満額なんだけれども、2人目から2分の1とか3人目とかただとか、そういう取り組みをやっていることは存じ上げまして、これもなかなかいいことだなと。ちょっと古くなりますけれども、医療費も18歳まで無料化。そういうことで、取り組みは先進地並みというかある意味進んでいるなど、そういう思いをしておりました。

そんな中にあっても、まだ出生率が1.22である。町長、例えば若い世代の結婚への取り組み、具体的にどういうふうなことを考えておりますか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 合計特殊出生率の問題なんですけど、基本的に結婚をしないという方々が結構数多くいらっしゃいます。そういった方々にどのように結婚というか、ご縁を結ぶような施策をとれるかというようなことで新年度取り組もうとしてございますが、基本的にはやっぱり地域の皆さん方のいろいろな昔のような「ゆいっこ」と申しますか、お互いに情報を出し合ってそういうような縁結びをしていただくというような、そういう風潮がだんだん薄

れてきている、随分薄れてきたなというふうに思っていますが、それを手をこまねいてはなかなかうまくいかないということもございますので、新年度に向けて取り組んでいきたいというふうに思いますが、内容等については担当のほうから説明させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 町として、具体的にどういう結婚対策というか施策を行っているのかというご質問でございますが、今年度平成29年度ですね、みやぎ青年婚活サポートセンター、これは一般財団宮城県青年会館内に設けられておる組織でございますが、そちらのほうにお願いをいたしまして結婚相談会の実施を今年度検討いたしました。先月2月に実際にベイサイドアリーナにおきまして結婚相談会を開催する段取りとしておりましたが、残念ながら相談をしたいという方はゼロ名ということでございまして、一旦開催を延期いたしております。これを、今度3月中にもう一度広報等を行いまして、開催しようとして今計画いたしておるところでございます。

それから、平成30年度からでございますが結婚イベント、これ婚活イベントということで一般的にどの市町村でも行っているようなイベントですね。イベントとセミナー、これを民間委託によって行うことを計画しております。これを、平成30年度は120万円ほどの予算を計上いたしまして、行ってまいろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 婚活サポートセンターですか、そこに委託をして相談会を開催しようとしたところ、参加者がゼロだったからやらなかったということですね。済みません、私もアンテナ低くて大変申しわけなかったんですけども、その活動を私はちょっと知らなかったんです。多分多くの皆さん知っているかと思うんですけども、その辺の情報発信というのは的確に行われていたんでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長、いかがでしょうか。

○町長（佐藤 仁君） なかなか難しいのは、チラシについては毎戸に配布をしております。ですが、見ないという方がやっぱりいるんですね。なかなか今菅原議員おっしゃるように、わからなかったという方もいらっしゃいますが、ネットで流せば今度ネットを使わない人もいう話になりますし、皆さんに広くわかっていただくようにということで、周知のためのそういったチラシを配布させていただいたんですが、それでも情報がなかったというふうなことで、なかなか難しいですね。あとは、いろいろな手法を講じなきゃいけないのかな

というふうに思いますが、その辺はこれからも検討していかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 調整監が、済みません手を挙げていますので、調整監の考えも伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 広報の仕方といたしまして、補足いたします。

一応町の広報紙に開催の案内を載せました。それと、町のフェイスブックでも開催することを周知いたしました。けれども、それでもちょっと周知が足りなかったのかなというふうには認識しておりますので、次開催するときにはもう少し工夫をしたいと考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、調整監から答弁いただきましたチラシ、あるいは広報で毎戸ということで、あるいはフェイスブックでやったのをちょっとわからなかったというのはやっぱり私なんかも普段それだけ、ここへ来てこういうことを言う割には、そちらさんから見れば「何だ、口だけ言って、普段から関心持っていないんじゃないか」という、そういうとられ方もあろうかと思えますけれども、それは素直に私反省します。自分が反省すると同時に、いろいろな方々にこういう声がけもしていきたい、そんなふうに思っています。

実際、今回ここに入ってしまったけれども、「うちの息子に嫁さんを世話して」という声は多くいただきます。でもなかなか、先ほど町長おっしゃいましたように昔は仲人さんもおったし、あと町としても結婚相談員みたいなものを組織化して対応していた、そういう経緯がありましたけれども、やっぱり時代が変わってきたと同時にそういうのが薄れてきた、そういう感があります。それでもって、今こういう現状になったということでもありますけれども、やはり先ほど言いましたように子育て支援とか保育とか幼稚園へのそういう支援に対しては、かなり手厚くなってきたなと思うんですけれども、その前の段階でやっぱり出会いの場、出会いの場といえばやっぱりいろいろな職場がないとこちらのほうに若い人が住まないと、なかなかだめだ。あるいは、職場があっても若い男女の出会いの場が少ない、そういうこともございます。それらも含めた上で、こういう取り組みは今年度もいろいろ計画したんですけども、応募者がなかった。じゃあ来年度ということで、新たに予算は120万円ですけれども、そういう取り組みをするということはそれはいいこととございます。

実は出会いとかこういう関係で、私ども以前常任委員会で岡山県のほうにもちょっと出向いでおりました。やっぱり岡山県でも、民間にそういう委託をして、今回イベント単発的かどうか、その辺も今含めてお答えをいただきますけれども、今回はダメだったから2回目やるということで継続というか、2回、3回とやるというようなふうな思いで捉えてよろしいのかどうか、その辺伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 町の現状を見ますと、若者の結婚の晩婚化が進んでいるということは、データで見ても明らかでございますし、若いうちから結婚を後押しするような施策を町としても行っていかなければならないという認識は持っておりますので、今回結婚相談会一旦は流れてしまいましたが、引き続き同様の取り組みを継続して行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） まだ中身はこれからだと思うんですけども、継続していきたいと。先ほど言いました岡山県の例だと、やっぱり全体で結婚適齢期といわれる男女にアンケート調査、結婚に対してどういう思いを持っているかという、そういうアンケートをやっておるんですね。だから、それはネットを調べれば出てきますので、そういうことをやってその結婚観、例えば項目いろいろありましようけれども、結婚にどういうふうな思いを持っているか、結婚したいと思うとかさまざま、じゃあするに当たって弊害はあるかどうか。そういうアンケート調査を行っていくのも一つかと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 総合戦略の一応会長をやっておりますので、その関係でお話しをさせていただきますが、実際今回相談会をする前に役場の若い職員にアンケートをとったんです。そうしたら、役所でそういうことをやるというようなことに対して、やはり拒否感といいますかそういうのが非常に大きくて、思った以上にやはり警戒心といいますか、そういう部分が非常に多かったというふうなことがございました。実際にやはりチラシを入れて、あるいはフェイスブック等、そういうものでも今回情報発信をさせていただいたんですが、反応がなかったというのが現状でございます。役所が先になってそれをやるのがいいか悪いかというようなことも含めて、やはりプロであるそういう民間のほうに委託をしたほうがいいんじゃないかというふうなことは、ある意味今回そういう形になったというようなことでございます。

気仙沼では相談会やっているんですが、1日8組というような限定だそうです。1日やっているんですが、8組についてはすぐ埋まると。足りなくて、直接仙台に行っている方もいらっしゃるというような、そういう情報はお聞きしておりました。ですから、うちのほうでもやってみたら来るのではないかというような、そういう淡い期待はあったんですが、残念ながら反応はなかったというふうなことでございます。アンケートも含めて、その辺はちょっと総合的に検討させていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、官民関係ということで副町長にお答えいただきましたけれども、これ役場でアンケートをとったんですね、職員に対してね。その辺だと、やっぱりいろいろ抵抗というかあるんじゃないでしょうかね。やっぱりこれ民間のほうに委託して、ちょっと迂回した形でやって、直接役場で職員にこうやってアンケートとって、それが果たしてね。結果がそういう結果でしょうから、それはやっぱり直接ではなくて民間に委託するなり何なり、そういう手順を踏んでやんわりと、これかなり微妙な問題だと思います、当事者にとって。我々この年になって簡単に言いますけれども、当事者になれば何だこんなことで行政に、例えば副町長がトップになってこんなことやっていいのかという反感と言ったらいいかそれもあって、その辺はやはり若干いかななものかと思っておりますので、これは反省として次からそういうふうに民間に委託とか、そういうことでやっていけばいいのかなと。

それと同時に、先ほど言った美咲町というところは親に対してもいろいろアンケート調査をやる。そういうことも踏まえて、今民間に再度アンケート調査とか、それは民間委託ということでもっとやわらかに接していくような捉え方、考え方はいかなもののでしょうか。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） その辺の反省に立って、新年度においては民間の方々に委託をして、そのアンケートも含めてそれから婚活パーティーも含めて民間の方にやっていただこうかなと、そういう結論になったというようなことです。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） これは民間に委託ということでわかりましたけれども、例えば当初予算だと120万円ですよ。120万円での程度できるか、それも踏まえてやっぱり年に3回、4回、例えば1回そういう出会いカップリングパーティーみたいなのをやって、そこで男の人、女の人さまざまあると思うんで、そこに臨むまでの一応よそでやっているのはスキルアップ講座ですか、そういうのをやって一人一人こういうふうにして、やっぱり例えば結婚しない

という人は女性と余り話したことないとか、極端な話そういう方も多々おろうかと思うので、そういう方に対してそういう意味でのスキルアップ、そういうことも考えていってほしいと思うんですが、そういうふうな中身あるいは予算も、当初予算ではそれしかないので、いろいろなことで予算を初めさまざま考えていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） まさにそのとおりで、単発の婚活パーティー1回で終わらせるというような、そういうつもりはございません。基本的には先ほど町長答弁で申しましたとおり、いわゆる合計特殊出生率がなかなか伸びてこないというようなことは、その前提となるやはり結婚をしないということがありますので、いわゆる結婚をしていただくというようなことが大切ですので、そこから手を入れていくというふうなことが大切だろうという話になりました。

ですから、いろいろな手法も含めて民間のいわゆる業者の方と相談をしながら、その辺は進めてまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） そちらのほうで、基礎的な部分ですからいろいろな出会いの場、それからスキルアップをしてめでたくゴールインする人が一組でもふえればいいのか、そういうことであります。今私がこういうふうにしたのは、町内に現在住んでいる方々、職場は別にしても住居ある人、あるいは事業所に勤めている人、そういう関連でお話ししました。

あとは、やっぱり特に若い人を集めるには職場がないとなかなかできないもので、ただ「来い」「来い」とかあれじゃなくて、住むところはいろいろな手だてをしているのは存じておりますけれども、次働く場。町長いろいろなことで企業誘致って言いますけれども、働き手がない、人手がない、こういう問題を抱えておりますけれども、そういう意味を含めてどのような対策を講じていくのか伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今雇用の関係のお話になりましたが、実は先日町内の企業の方がお越しになりまして、全く働き手が見つからないということで非常に頭を痛めておりまして、その会社の方は仙台にも工場を持っていまして、このまま人が集まらないとシフトの1つを仙台に移さなきゃいけないと。したがって、我々としても死活問題だということのお話をこの間いただきまして、まさしく今企業経営者の皆さん方は人手が全く足りないという状況で、大

変腐心をされているということでございます。

ですから仕事がないということではなくて、仕事はあるんです。有効求人倍率も1.6かそれぐらい多分あると思いますが、そういう状況でございますので仕事のことについては心配は全く私ないと思っているんですが、問題は働くという意欲というか、そういうことをどう喚起するかということが非常に大事かなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今町長おっしゃいましたように、企業も大変であることは重々承知しております。それは今、仙台にも工場ある業者さんということでもありますけれども、これは町内に事業所・工場を構えている人も多かれ少なかれ同じような状況であるかと思えます。このとき、細かい数字出せと言ったってこれ大変でしょうけれども、町内にやっぱりそういう働き手というか働き盛りというか、20歳代から50歳ぐらいまでどれぐらいの人がいて、どういう仕事をやって、言葉は悪いけれども体は悪くないのに遊んでいるとか、そういう人も多分いると思うんですけれども、そういう数字的なものは今言ったって難しいとは思いますが、どういうふうな捉え方をするんですかね、町内の現状として。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなかそれ、数字つかむのは多分難しいんだろうと思いますが、ただ無料職業紹介所のほうに何人ぐらいの方々が顔を出しているのかということの数字は所管でつかんでいると思いますので、そちらのほうからちょっと答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 全体といたしましては、南三陸町の労働力というところにつきましては、ずっと有効求人倍率が高いという中にありまして、実際に議員がご質問されている働き手となる年代については、おおむねの皆さんがもう既に何らかのお仕事につかれているということでございまして、以前のようなご希望する職種とマッチングがうまくいかなくて就職できないというような環境は、今はちょっとないような状況というふうに私感じておりまして、先ほど町長が述べましたとおりに働き手自体が今非常に町内に少ないというような状況でございます。

それで、無料職業紹介所につきましても月水金と週3日開設をしております、随時相談は受けているところなんです、なかなかやはりそれが就職につながっていないという状況でございます。さらに、今年度からそういった状況もございまして、日中の開設ということもございまして、なかなか相談時間においでいただけないという環境もあろうかと思っております。

試験的に2月と3月に日曜日に相談日を開設いたしまして、求職・求人、両方に対応できる環境を今とっているというところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 以前のように働ける人が働いていない、自分の希望する職種がないから働かないという人はなくてほとんどの人が働いている、そういう認識でよろしいですね。そうすると、困りますよね。企業が幾ら仕事をしたいと思っても、働き手がない。どうしましょう町長、大変な問題ですね、これ。企業が稼働しないと、いろいろな意味で税収も入ってこない。町としての限度も多々あるのは承知してはいますが、まず地方創生、地域が元気ある、活力ある地方をつくるということで考えたときに、どのような解決策があるんでしょうか。私、ちょっと今この問題を聞いて、即座に自分としてはなかなかこうあるべきだということは出てこないんですけども、町長なり調整監なり観光課長なり農水課長なり、いろいろなことでどのような対策を講じればいいのかと、パッと思い浮かびますか。これ、大変な問題ですよ。

わかりました。自分が思い浮かばないのを、そっちで「どうなの」「どうなの」とはこれ言いませんから。それでもって、先ほど言いましたようにプラットフォーム、あれはもちろん官民連携推進室は地方創生の主たる目的は官がどうのこうのじゃなくて、民間がそういうやる気を持ってこういうふうに起業って起こす業のほうですね、起業するそういう環境を整えとかそういう目的だと私は認識しておりますけれども、それらについてお伺いいたします。現状はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 地域資源プラットフォームについてのお尋ねでございますが、地域資源プラットフォームにつきましては平成28年度から今年度にかけて、そういった官民連携を行いつつ地域資源のブランド化等に取り組んでいくというような活動を目指した組織でございますが、2年間かけてその設立について町も含めて、民間の有識者等も含めまして2年間議論してまいりました。その結果、2年間議論を重ねてきた推進協議会から地域資源プラットフォームの設立に関する提案書、提言書が本年1月に提出されました、町に対して。

それを受けまして、来年度恐らく4月ごろになろうかと思いますが地域資源プラットフォーム、正式名称はまだ未定でございますが、先ほど申しましたように地域資源のブランド化事業等に主に取り組んでまいる地域資源プラットフォームが成立される運びとなっております。

この機関におきましては、初年度については地域資源、主にこれはカキのブランド化に取り組んでいくというようなことを想定しておりまして、最初の年度はそのブランド化というものに主に取り組んでまいりますが、後々2年後、3年後、長いスパンで考えますと町にどのような地域資源がそもそも存在しているのかというようなこと、地域資源の掘り起こしとかそういった研究分野にも取り組んでまいるといようなことも考えておりますし、その研究から導かれたさまざまな地域資源にスポットを当てた児童の教育プログラムの開発等も行っていくというような、南三陸町が抱える課題解決についてさまざまな多角的視点から解決策を考えていくというような、非常に多岐にわたる活動を想定した機関となっております。この機関が、平成30年の4月に設立されるという運びとなっておりますのでございます。

少し説明として長くなってしまいましたが、概略そのようなことでございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 調整監から今、詳しく説明をいただきました。とりあえず、そういう設立を平成30年度にするということですよ。例えば、これまでいろいろ地方創生の交付金とかでやってきて、それを資金としていろいろ会議をやったり、例えばそういう設立委員会の日当とかお手当は多分できたと思うんですけども、いざこういうふうに民間に行けばそれはもちろん使えないんで、それらの助成、活動費とかそういうのも多分出てくると思うんですけど、その受け皿というのははっきりと今設立ということで、そこまで行っているわけですよ、現段階で。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 恐らくその地域資源プラットフォームの資金的な計画がどうなっているかというご質問だと推察いたしましたが、一応その設立自体、地域資源プラットフォームの設立形態が一般社団法人として設立するのではないかというふうに考えられておりまして、その場合特にもととなる資本金といったようなものは不要でございますので、とりあえず設立に関してまとまったお金が必要となるというようなことは、現在のところ想定しておりません。なので設立自体、法人格として設立した後そこで働く方々がこれから活動資金を民間から集めたり、あるいは平成30年度におきましては町からの補助も予算に計上しておりますので、そのようなものと合わせたところで全体として設立後のプラットフォームが具体的な資金計画をつくっていくということになろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 一般社団法人設立には資金は要らない、あとは設立者、後でいろいろ企業から募ったりいろいろな活動をしてお金を得てこうだということで、理屈はわかります。ただ、町として今回のあれでもって推進役を担ってきたので、そんなほうでうまく回るようにこれからもずっと指導方々やっていけばいいのかなと。その上で、やっぱり町としても助成金とか補助金とか、そういう形で支援とかできるはずですので、そういうふうなことでせっかくこうやって一生懸命やろうという機運を盛り上げてきて、そこに乗って発信するわけでございますので、その辺もちゃんと面倒を見ると言えば悪いんですけども、そういうことを怠りなくやっていけばいいのかなと、そういうふうには私は考えておるところであります。

先ほど町長答弁の中で、メモがちょっとどこ行ったかわからなくなった、ごめんなさいね。

あとは大きなあれとして、人口減少対策で移住・定住相談窓口ということもあります。始まったばかりなんですけれども、これまでその活動もさることながら震災復興ということで応援に来た方で移住してきた、それで定住した方もあろうかと思っておりますけれども、今現在何名ぐらいの方がいて、どういうお仕事とかどういふかわりを持って生活をしているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 移住相談窓口の実績ということかと思いますが、平成28年度に移住センターを利用して当町に移住してきた者の実績は、一応移住相談窓口を通したもののだけしかカウントできませんが、これは6名であると。平成29年度、今進行中の年度でございますが、2月までの実績で13組、21名の実績がございます。平成28年度から29年度にかけて大幅に移住者がふえておりますが、これは移住センターに頑張っていたということもさることながら、平成29年7月から災害公営住宅の一般開放が開始されましたので、それを活用して当町に移って来た者がかなりいたということでありまして、平成29年度は大きく伸びているというところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 移住相談窓口を通してやってきたのが平成28年度は6名、平成29年度は13組の21名ということでございます。この中で21名おる方で、若い方がいて先ほど言った企業とか何とかで人手不足だということで、それらにかかわるといふか仕事を持ったと思うんですけども、何名ぐらいの方がお仕事をやっているとか、年代別わかりましたら教えてく

ださい。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 平成28年度につきましては、大体20代、30代の方が多いございました。その方たちは、当町でしっかりと仕事をしていただいているというような形であると認識しております。平成29年度につきましても、おおむね若年層の方が多いという結果になってございますが、中には50代の方が数名いらっしゃるようなところでして、とはいえ既にリタイアした60代あるいは70代というような方たちはおりませんで、一応勤労世代という形になっておりますので、当町で働いているかあるいは近隣で働いているか、その辺はデータとして定かではございませんが、いずれにせよ勤労世代が移住してきているということであるかと思えます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 例えば平成28年度でも平成29年度でもいいですけども、地域おこし協力隊もこの数字というかにカウントされていますか、その方々もこの数字に。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 明確ではございませんが、恐らく地域おこし協力隊は移住相談窓口を通した方というほうにはカウントされていないのではないかと思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） カウントされていないんですね。いいです、いいです、それは別にそんな大きな問題じゃ。

それと、あとよく町長おっしゃってました企業版のふるさと納税制度ありますけれども、あの状況はどういう状況にございましょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 企業版ふるさと納税につきましては、この制度ができたときもちょっと議会でもお話しをさせていただきましたが、なかなか実績を上げるのは難しいシステムになってございます。ただ現実として、おかげさまで何社からかいただいておりますので、詳細について担当から説明させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 企業版ふるさと納税でございますが、平成29年度の分と

してお願いしているものに関しましては、今確定しているものが1社30万円を寄附いただいたということが、実績としてあるのはそれだけです。ただし、今も継続的に企業回りを行っておりまして一応補正予算、後にご審議いただくことになっておりますが、補正予算におきましては一応130万円を企業版ふるさと納税と見込んで計上させていただいております。これは、先ほど申しました既に行われた30万円も含めまして残り2社程度、ある程度ご寄附いただけるのではないかと見込んだところで、3社で合計130万円ということで予算計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

前年度、平成28年度につきましては7社で合計1,500万円程度のご寄附をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ふるさと納税はなかなか難しい、制度上難しいということであります。

平成28年度は1,500万円で、今年度は30万円ぐらい、これも鋭意努力してもっと募っていけばいいのかな、そんなふうに思っています。

また、あと5カ年計画の中間年で、政策とか何とか事業の見直しを行うと、こっちのほうプラットフォームは今立ち上げて今年度にそういう組織が立ち上がるというところで、こんなこと言うのも何ですけれども、制度というか方針として中間年度に見直し、あるいはそういう点検を行うということをやっていますけれども、中間年度に当たってこの事業そのものを見直すとか、そういう考えはお持ちでしょうか。それとも、今のこれでもって最終年度まで進むんだよということではございませんか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 総合戦略の中間年ということでございまして、平成29年度今年度は総合戦略推進会議におきまして、さまざま現在の指標について委員の皆様にご議論いただいたところでございます。そのご議論も踏まえまして、町として今後平成30年度以降の総合戦略につきまして、指標を若干改定したり目標値を若干修正したりというような微修正を加えて、先般第4回の総合戦略会議におきまして町の方針としてこのように修正したいということでお諮りいたしまして、総合戦略会議におきまして一応了承を得たという形になっております。

この後町の機関として総合戦略推進本部会議、こちらは町長を筆頭といたしまして管理職で

構成される会議でございますが、そちらで了承をいただいた暁に正式に改定されるという段取りになっておりますので近々、今月中ということか、あるいは来月平成30年度が始まってすぐかというタイミングのところで、正式に改定が行われるというような段取りで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 総合戦略の今回の改定の目玉は、要は今まで結婚の活動の支援というような部分は、当初の総合戦略には入っておりませんでした。それを盛り込んだというようなところが、一番大きな改定の目玉であります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 調整監からの答弁ありましたように、小さい数値の変更、指数、こういうのはこれは当然できることとできないこと、このようにやってきて目に見えてくるからこれは当然のことです。また、副町長からお答えいただきました先ほど言いましたような婚活関係ね、これはあるかなと。これはぜひとも、先ほど言いましたようないろいろな状況がありますので、これを押し進めていっていただきたいと思っております。

あとは子育てという関係なんですけれども、子育てクーポンがあります。これはどうですかね、今の体制で金額とかクーポンで皆さんから「もっとこうあるべきだ」「こういうのがあったらいいね」とかという、そういう声は届いていないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 子育てクーポンにつきましては、皆さんにアンケートを実施いたしまして、その中で金額について、それから現金じゃなくてクーポンについて、そういった観点でアンケートを出したところ、おおむねの方は大体満足いただいているといった状況でございます。一部には「現金がいいです」とか、「町内に限らず使えたらな」といった声も、少数ではありますけれどもそういった意見も上がってきております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 当初からクーポンにした理由がありますので、現金がいいっていったってなかなかあれですけれども、町内の業者ということで例えばここ1年ぐらいでオープンした商業施設、それも使えるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在、クーポンにつきましては加盟しているお店ということで

運用しておりますので、商工会に加盟していただければ使用は可能ということでございます。

それから、あともう一件要望といたしましては、6カ月間というクーポンの期間でございますので、「これを1年ぐらいにさせていただけるとな」というような意見もございました。その辺をちょっと調べましたところ、長期になるクーポン自体が金券と同様の価値が必要となってきますので、その申請とか許可を得るのにまたウン千万という金額まではいかないと思うんですけども、ちょっと高額な許可のためのお金もかかるということなので、なかなか1年に伸ばすということも難しいなというふうに感じているところです。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 加盟ということは、商工会に加盟ということでもいいんでしょうかね。わかりました。

例えば半年を1年、これは利用者からすれば当然そういうのが出てくるのはあれですけども、だからといって今そういう1千万だか5千万だかわからないけれども、そういう費用もかかるということであれば、その辺はいろいろ計画を立てて使用していただくということで理解をしていただくような努力をすれば、ある意味解決するのではないか、そんなふうに思っております。

それと、あとは保育所というか認定こども園なんですけれども、未満児例えば4月1日とか2日とかそういう期限があるんでしょう、例えば1歳児にならないと受けないとか。それ、例えば3月生まれだから1歳にならないからだめだというのと、1年間だめになるんですよ、入所がね。そういうの、ある意味そういう事例があるそうなんです。だから、決まりだからある一定の線引きは必要なんですけれども、1カ月やそこらでもって1年間預けられない、そういうことだとなかなか大変だというあれもありますので、その辺。何回も言いますよ、制度だから線引きは必要です。でも、そういう困る人もいるんだよということで何とか対応策というか、じゃあそこを専門に見てくれるところをつくるというか、探すとか、そんな関係でもってそういう優しい対応はできないものかどうか。誰になるかわかりませんが、よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 制度的に年齢制限といいますか、あと未満児であれば何人に1人といた基準がございまして。町で抱えている保育士の数でありますとか施設の数、そういうのに照らし合わせまして、年末に申し込みをいただいて第1希望、第2希望ということでとらせていただいております。その中で、1つのところに集中しないように第2希望のとこ

ろに行っていたりということで、またあと現有のスタッフの数で対応できる数といったものを勘案しながら、利用調整会議というものを設けてございます。その中で決定をしているという状況でございますので、近年未満児、特に1歳未満で預けたいといった事情の方も結構多くなってきておりますので、全てに対応ということはなかなかできかねるといった状況でございますので、その辺はよろしくご理解をお願いしたいということで、該当する方々にもそういった情報は入れながら説明をして、ご納得いただけるようにこちらも努めているところであります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。結局だめだということだね、はっきり言えば。まずわかりました。それで、今ちょっと直球で言って悪かったですね。まあまあ、そういうことでわかりました。

あとは、直接地方創生ということで関係はしておりませんが、私も以前言いましたけれども給食費なんですけれども、町長も多分去年の施政方針で給食費の無料化を一部ですけれども考えているところがございますけれども、いろいろな意味で私も以前申し上げましたとおり他市町との差別化、この町は特別いいんだよというそういう捉え方をすれば、給食費の無料化ということもいいんじゃないかということをお話しました。町長も、施政方針でその調査を行うということでございましたけれども、その辺はどうなっていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 給食費の無料化は、首長選挙の公約にこのごろ随分なまいて、利府の熊谷新町長も給食費の無料化に取り組みたいというお話をしておりますが、それはともかくとしまして、町としてもいわゆる子育て支援という観点で、極力家庭の負担を少なくさせていただきたいという思いで制度設計に取り組んでおりまして、新年度予算にもそれを取り組んでございます。この後どのように拡充していくかということについては、また庁舎内のほうで検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

菅原辰雄君の一般質問を続けます。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 給食費の無料化、町長先ほどの答弁でいろいろ熊谷新町長もこういうふうに公約にしたということで、どこでもここでもと言っているけれども、この町として来年度どうやって、一部だと思えますけれども、私はできればいろいろなことで例えばある子供が無料だ、ある子供は普通に払っていると、そういうことは何かの折に発覚したりすると、いじめとかそういうのの対象になるんじゃないか、そういう危惧をしておりますので、町長その辺の所見を伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度設計をして、これはご父兄の皆さん方にもしっかりと説明をさせていただかなければいけないというふうに思います。それが、ひいてはいわゆるいじめとかそういうことにつながらないように配慮するということは、我々としてもしっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、来年度に予定しております給食費の一部無償化の概略ということで、お話しをさせていただきたいと思います。

次年度の予算に計上しておるところですけれども、大枠で申し上げますと今小中学校の児童生徒のうち第1子の方については通常どおり給食費をお願いいたすと。第2子については、半額ご負担をいただくと、逆に言うと半額助成をします。第3子以降については1割のご負担をいただくと、逆に言いますと9割助成をするというふうな制度設計を、非常に大枠なお話しですけれども、そういったものを考えてございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。今年度はそういうことありますので、鋭意いろいろ改善していけばいいのかな、そういうふうに思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

通告書にはいろいろ書いていますけれども、まず1番、旧志津川市街地のかさ上げした用地の活用状況と活用策について伺う。2、旧松原運動公園が復活するものだが、施設整備の中で部分的でよいから上屋設置が必要と考えるが、いかがか。3、入谷公民館の移転新築をしたいと思います。将来的に児童数減少を見据え、入谷小学校校舎の一部の活用も考えては。

以上でございます。よろしく。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の2件目についてお答えをさせていただきますが、ま

ず1点目です。旧志津川市街地のかさ上げした用地の活用状況と活用策についてであります
が、現在志津川地区で工事が進められております被災市街地復興土地区画整理事業につ
きましては、早期の産業再生を図るため使用可能となった土地から順次地権者の方々へ
引き渡しを行っており、その面積及び割合は本年1月末現在で16.3ヘクタール、48.2%
となっております。今後、3月末には24.1ヘクタール、71.5%まで引き渡しを行い、
来年度末には一部の町有地を除き全ての造成工事を完成させ、引き渡すということに
してございます。

また、現在の利用状況につきましては、民有地において商店や加工場など17件の建築
移行及び建築実績があり、今後も一定程度の土地利用が図られるものと認識をして
おります。

一方町有地につきましては、政策的に確保した観光交流拠点や水産企業誘致ゾーン
などが既に利用されている状況であり、これら町有地と民有地を合わせた本年1月
末現在の土地利用面積は約8.4ヘクタール、全体の約25%となっております。な
お、政策的に活用する見込みがない町有地につきましては、昨年12月より一般公
募を実施いたしております。町では、土地利用の促進を図る一環として、民有地
地権者の意向を確認した上で貸し出し移行の情報提供を行っており、町有地の
一般公募とあわせて面的な利用を促し、早期のにぎわい創出を図るべく今後
も積極的な情報提供等に取り組んでまいりたいと思っております。

次にご質問の2点目、松原公園の上屋設置についてであります。現在の計画では
復旧する松原公園には約3メートル四方のベンチ付あずまやを設置し、ウォーキング
をされる方やグラウンドゴルフで当該公園を訪れる方々にご利用いただくことを
考えております。松原公園の整備につきましては、災害復旧事業として実施する
ものでありますから、町の財政事情等を鑑みれば原型復旧を基本に復旧せざる
を得ないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それではご質問の3点目について、私のほうから
お答えいたします。

入谷公民館については、昨年末にアスベスト含有建材調査を実施したところ、
吹きつけ材の使用が判明し、2階大研修室の使用を禁止しており、地域の皆様
には大変ご不便をおかけしております。

議員のご質問にあります小学校校舎の一部の活用につきましては、現在の入
谷小学校は普通学級の教室が各学年1学級6教室、これに加え音楽室や図工室、
家庭科室といった特別教室となります。これらの教室の現状は使用されて
いない教室はなく、また今後も当面の間は同じ学級数で推移する見込みとな
っていることから、現在同様の学校運営が必要であると考えております。
公民館は地域コミュニティーの醸成、社会教育推進の役割を担う施設であり、

児童や学校を地域が支えるという考え方も重要であると認識しておりますことから、今後の生徒数・児童数の推移を見きわめつつ、地域住民皆様のご意見を伺いながら、校舎の一部活用も選択肢の一つとして公民館整備を検討してまいります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 市街地のかさ上げした用地ということでございますけれども、そうすると今は町有地、あと企業誘致した分で8.4の25%、4分の1が今活用されているという状況でありますよね。まだ工事が完了していない、それは重々承知ですけれども、やはり住民というか地権者の意向をくんでそれぞれが、今住まいは別ですからその場所を使って事業なり何なりやればいいんですけれども、これなかなか単独ではやれないのが現状だと思うんです。そんなことで、俺は町としてやっぱりせっかくお金をかけて盛り土したんだからその使う策を、意向調査はもちろんやっていると思いますしこれからもやるべきだと思いますが、その上で町としてこういう企業誘致を初め団地化みたいなことをやっていけるのかどうか。いけるのかじゃない、いく気があるかどうか伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 造成をして空き地が出るということについては、これは今お話しのように好ましいことではないというふうに思いますので、積極的に土地利用を図っていききたいというのが町の基本的な考え方であります。ただ、後ろ向きの発言をするわけじゃないんですが、企業誘致とよく言うんですが、先ほどもお話しありましたように現状として非常に労働力不足ということが顕著に今あらわれている状況でございますので、その企業を誘致した際に既存の工場から従業員が引き抜かれるという問題もこれ包含してございますので、そのような多方面からのいろいろな情報等を取りながら、この辺は考えていかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長おっしゃるとおりなんです。先ほど言ったように、働き手がないのに企業に来てくださいと言ったってなかなか大変だし、ある意味我が町とすれば東北道の近郊から見れば幾ら三陸道が開通したとはいえ、時間的なロスもありますし今言ったような労働力不足もあるので、なかなかできないのは重々承知ですけれども、だからといってこのまま手をこまねているわけにはいかないもので、あらゆる手を使って知恵を出し合いながらやっていけばいいのかなと。

言うは簡単なんですちょっと言えば、やっぱりIT企業を誘致していただければそこに若い人

たちが多く勤めると思うんで、そういうこと口では簡単に言えることは重々承知なんですけれども、あえてそういうことを申し上げまして、そういう努力をしていっていただきたい。それには、我々はもちろんいろいろな意味でアンテナを高くして、いろいろ情報収集とかして、それこそ皆さんと一体になってやっていかなければならないんだと、そういう現状であるということは重々認識しております。

私は先ほど一番最初に言ったように、旧市街地は45号線を中心にいろいろな家が建ち並んで裏道がと、そういうお話をしました。そうなれば一番いいんですけれども、こういう情勢の中でなかなか難しいのは重々承知の上なんですけれども、今の商業施設からその先、まだ工事完了していないとはいえだんだんには草が伸びてきたり、いろいろなことで観光客も来るんだしそういうことでとりあえずみんなで力を合わせて、45号線沿いぐらいは家並みとか工場でもいいですからこういうふうに建ち並ぶような状況を私は思い浮かべております。

そのような中で、一つとしていろいろな方に聞いても「そうだよね」と言われるのは、やっぱりこの町として娯楽の施設がない。例えばお酒を飲んだりカラオケ歌ったり、そういう気軽に集える場所がないんだということを耳にします。これは、町長後援会の皆さんにお願いするとかそれも一つだと思いますし、究極には私が提案させていただきたいのは、町有地今ありますよね、川沿いのね。あの辺の町有地、それを活用してそういう飲食ビルとかそういう娯楽というか、ネーミングはともかくそういう建物を建てて、あとテナントとして募集するのは一つの案ではないのかなと、そういうふうに思っております。役場職員も今300名いると言っていました。その人たち、皆さん含めて例えば忘年会・新年会等やったと思います。その折にこういう受け皿がないので、町外に行ってそういう懇親を深める、これがこの町にそういう受け皿ね、全部とは言わないけれどもそういう受け皿も必要ではないか。それによってそこに雇用も生まれるし、消費もする。そういう税収を図る。その受け皿としても、ある意味必要ではないかというふうに考えておりますけれども、こういう考えはいかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来私もずっと言っているのは、大人の遊び場がない町というのはやっぱりなかなかぎわいが戻ってこないというふうに思っています、企画課長にはずっと言っているんですがとにかく飲食ビルをつくるようなどこか企業でも探せという話をしてはいるんですが、残念ながらなかなかそういった企業の手が挙がってこないというのがございます。我々どうしても、1次会やって2次会スナックへ行ってカラオケをするというような

のが、ある意味町民の皆さんにすっかり定着をしていたんですが、残念ながら震災後そういう場所がなくなりまして、1次会でおとなしく皆さんお帰りになるという状況が続いてございます。そうしますと、どうしても今度タクシー屋さんが動かなくなってしまうと。いろいろ負のスパイラルに陥っているのかというふうに思いますが、いずれ考え方とすれば私はやっぱり大人の遊び場は必要だというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 大人の遊び場ってちょっと、それだけ言葉尻だけ捉えると大変ですけども、そういう施設は必要でないか。それは、企業誘致していただければ大変ありがたいんですけども、やっぱり企業だってもうけを考えますからね。人口とかいろいろなことを考えれば、なかなかおいそれとはいかないのかなと、そういうことも思います。だからといって、その企業だけで例えば固定資産税とかいろいろな面で免除ということになれば、今度は従来からやっている方々に対してどうなんだと、そういうことも重々承知しておりますけれども、大局に見た英断もある意味行政として必要ではないか、そういうふうに考えておりますけれども、再度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 英断というのは、どういう趣旨の英断かちょっと理解できかねますが、町でつくれという多分そういう英断なんだというふうに思いますが、なかなかそこに踏み込むのは町としては難しいというふうに思いますが、いずれ誘致を担当しております企画課長に答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） さまざま当たってきました。町が箱ものをつくって、そういった民間の方々にお貸しをするという考え方ももちろんあるんですけども、基本的には民間でそのような動きになるのが理想だなというふうに思っておりますながら、関係者の方々にいろいろと町の今の状況を説明しながら、ご相談をしております。やはり、まだ基盤整備の途中だということと、それから帰りの交通手段の問題等がネックになっている。それから、人手不足についてのことも聞かれます。そういったことをもう一度整理をしながら、またあしたからそういう大人の息を抜くような空間づくりに、また頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、企画課長が言うのもごもっともでございますけれども、やっぱり

そこは大局的な考えを持って前向きな取り組みを希望するわけであります。

それで次、2番目の松原運動公園でございます。これは、災害復旧ですから原状回復、これはしごく当然でございます。先ほど町長答弁であずまや、それぐらいは必要だということでお話しありました。あずまやとかいろいろなスポーツ施設、目的は近隣の、近隣っていったって今なかなかすぐそばにないんで、すぐ近くで町営住宅なんですけれども、私が危惧するのはやっぱり雨の対策なんですよ。やっぱりいろいろなことで、子育て支援とかいろいろなことでやっている我が町です。松原グラウンドも、以前は陸上記録会とか何か開催して、それを公認競技場から外してしばらくになりますけれども、この前の復興市街地整備課長の答弁、説明だったですかね。記録会等は一関に行ってやる。これは、児童数とか町の現状から見ると、記録会とかそういうのはいたし方ないのかなと、そういう思いはします。しかしながら、そういう子育てとかいろいろな面、それだけでなくお年寄り、例えばゲートボールとかやる、そういう方々がおります。

ですから、グラウンドの300メートルトラックありますけれども、その中でグラウンドゴルフとかやるという説明を受けておりますけれども、それは芝生ということで伺っております。それはそれとして、できれば大森の市場であるようなテントありますよね。ああいうのを1基建てるとか、それが真中でうまくなかったら、どこかの敷地を隅っこのほうでもいいからそういうのをやって、雨天時でもこういうゲートボールとか子供たちのフットサルとか野球の練習ぐらいはできるんだよと。内野、グラウンドぐらいありますからね。そういう環境づくりも必要だと思います。もちろんそれには経費もかかりますけれども、やっぱりそれもいろいろな大局的な面から見れば必要である、私はそういう認識でありますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） あずまやは、3カ所建設をさせていただきます。実は、隈 研吾さんの事務所のほうから材料を何か使うときにどうぞということで、結構量多く材料をいただいております。その材料を使わせていただいて、世田谷区の方々にご協力をいただいてこのあずまやの建設をするということで今計画を立ててございますので、今菅原議員おっしゃるように大屋根をかけてとなりますと、これドーム球場をつくるような格好になってしまいますので、大変なお金がかかりますので、そこまでちょっと町として踏み込むというのは、これは難しいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） あずまや3カ所、それもこれまでよりは一步前進かなと思います。旧松原運動場は近くに公民館もありましたし、あとは体育館もありましたので、雨とかのときはいろいろやはり。企画課長と話したときには、雨天時には志津川中学校の自転車置場あるとかさまざまなことをおっしゃいますけれども、それは若い連中が行くのはともかく、お年寄りとかそういう環境でこの町になじめといたってなかなか難しい面もありましようけれども、いろいろ予算とかそういう面もあるので、今こういうことを言ったからすぐどうのこのじゃないんですけれども、もうちょっと長い目で見ていろいろなまちづくりの中で頭のできれば中心に置いて、今後進めてというか考えていってほしいと、そういうふうに思っております。

それで、3番目で入谷公民館です。教育長から、児童数も同じくらいで推移して、今あいている教室はないから、それはそれでいいんです。その前に町長、入谷公民館もそういうアスベスト関係、これまでも何回も修繕を繰り返してきました。元同僚議員の佐藤宣明議員は、あそこの交差点まで道路をつくる、そういうお話もありました。今回、今の建設地が借地であることを踏まえ新築移転、私はこれは当然するものだとして認識しておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 実は、公民館の関係で答弁書をつくるときに、最初は最後の教育長の答弁で「一部活用も選択肢の一つとして、公民館整備を検討しております」というふうに文言を変えたんです。いずれ一番最初の文言は、「だめだ」という文言だったんです。基本的に私も、ある意味菅原議員と考え方がちょっと近いところがありまして、そういう利用の仕方、いわゆる将来的な財政負担を軽減するという意味もあって、利用できないかという思いもあって教育総務課のほうにちょっとお話しをさせていただいた経緯があって、ここはひとつ文言をさっき言ったようにちょっと検討ということに変えさせていただきました。

いずれ今の公民館につきましては、今ご指摘のように再三にわたって維持補修という形でやってみまして、今回アスベストの発見ということですので、当然使用できないということになりますので、あその場所からはあとは移さざるを得ないんだろうというふうに私は思っておりますが、いずれ今後の整備計画等についてはいろいろ庁舎内で検討しながら、スケジュールも決めていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 入谷公民館についてであります。いずれ新築はするというので、そこ

で地域を考えたときに町有地がやっぱりございます。改めて民地を取得するよりも、例えば入谷中学校の校舎跡地、校庭もあります。多分これからの建物は、今の建物みたいに2階建てというんじゃなくて、平屋でいかなきゃいろいろ年齢構成からしても難しいのかなと思いますので、それで十分あります。いずれ小学校前とか、今の八幡神社の参道になっておりますあその道路、あれも同僚議員がこの間入谷小学校地区の道路整備ということでお話しをしております、ある程度の方向性は見えたかなと。そうすると道路整備も簡単な、そんなふうに思っております。

しかしながら、町長ずっと言っていますように震災で一気に公共施設が建設された。やっぱり今後の維持管理、特に修繕なんかも一気に来る。そういうことを踏まえますと、入谷地区の住民とすれば新しく立派なそれなりの建物を建ててもらえばいいんですが、将来負担、町全体の借金からすれば微々たるものかもしれませんが、やっぱりそういう考えもあるんだなということで提案したわけであります。

あとは、旧入谷小学校のプール跡地ね。すぐ近くてそこを公民館機能として、何回も言いますけれども入谷小学校は人数は現状で推移するというので、あす、あさってでもう公民館建てたからすぐ活用ということはできないにしても、そういう将来見据えたこともいいのかなと思います。

あとは、入谷小学校のすぐ裏に伝習館があります。以前の民俗資料館ということで、今あれがあります。あそこも大分老朽化しているもので、今回公民館施設整備に当たってはそれらも踏まえた今の伝習館、あとは民俗資料館的なそれも併設みたいな感じでいけばいいのかと思いますけれども。伝習館は建設何年ぐらいになって、どういう状況でありますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 郷土文化保存伝習館についてお答えさせていただきます。

これは、でき上がったのが昭和56年3月末でございます。それで、目的は郷土資料等のやっぱり伝承、文化を伝承するという目的でつくられた状況であります。現在、1階の部分は玄関、事務室、トイレ、展示室、それから収蔵庫ということになっております。2階については伝習室と研修室と物置があるというような形でありまして、その補修も現在何かと老朽化している部分もありまして、補修も繰り返しております。屋根の塗装工事も平成28年に行っておりますし、あと細かい部分玄関の改修であったり、あとは今トイレ部分とかを補修、直しております、またもう少しでご利用いただけるような状況にはなっております。

ただ、もちろん建設後年数がたっておりますので、現状としてはこれまでどおりの利用で進

んでいくというようなつもりではおります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 伝習館についてはそういう経緯であり、現状を今説明していただきました。了解いたしました。

ただ先ほど言いましたように、公民館を建設するに当たって、やっぱりそれも併設をするような方策でいただきたい。学校については、いろいろ移住・定住とか地方創生絡みで人口がふえて、子供たちもふえるような努力をお互いにやっていかなければいけない。このまま黙って先細りになるのを見ているわけにはいかないんで、そういうこともありましたし、ただ最後に教育長、例えば学校の施設をそういう公民館の施設に使うとか、それは町判断、教育委員会判断でできるんですか。例えば、学校を建てるときにいろいろな補助事業とかあるんで、その兼ね合いはいかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 現状、それから将来のことを考えますと、子供の数が減っていくということで、いわゆる空き教室の問題等が出てきます。したがって、学校教育施設の活用にあたっては、やはり社会教育関係と兼ね合わせてそれを活用するというような考え方も出てくるのではないかと思います。ただ現状の学校のつくりを考えますと、具体的に入谷小学校の例をとりますと、あの入谷小学校は中庭になって口の字の形になっているんですね。そうすると、社会教育の分野の施設として活用するには児童の安全性の問題だとかも含めて、大幅にそれを改善しなければならないという問題がありますので、考え方としては学校教育施設を地域の方々に活用していただく、社会教育施設としてあわせて使っていくというような考え方は、私は必要になるかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。

補助とかの関係は、大丈夫なんですか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 学校施設の転用については、事例がないわけではございませんので国との協議によるかとは思いますが、あえて1学級が使える状態で何かそこを別なものにしようとする、なかなかそこはもしかしたらそういった問題が出る可能性はないとは言いきれないというふうには思いますが、これも協議してみないと何とも言えません。実際に学校の空き教室を転用しているという事例もございますので、そこは条件整理しながら協議

の上ということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） わかりました。いろいろ新築を前向きに検討して、1日も早くいい環境のもとで暮らしたいと思えますので、ご協力方々よろしくお願ひします。

これで一般質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第3 平成29年 陳情8の2 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出
に関する陳情書

○議長（三浦清人君） 日程第3、平成29年陳情8の2、介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本陳情につきましては、民生教育常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番高橋兼次君。

○民生教育常任委員長（高橋兼次君） 本件についての補足をいたします。

当委員会に付託されました本件については、平成30年1月16日保健福祉課から介護保険制度の現状と今後の見通しなどについて聞き取り調査を行いました。その後審査した結果、高齢化社会が加速する当町の現状において、住民の方々が不安なく、そして安心して老後の人生を送ることができるよう本陳情の願意は妥当であるとの満場一致の意見により、本陳情を採択すべきものという結果になりましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑願ひます。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより平成29年陳情8の2を採決いたします。本陳情書は委員長報告のとおり決すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本陳情書は採択とすることに決定いたしました。

昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第4 議案第13号 南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定
について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第13号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業者に対する税制面からの支援として、地域経済牽引事業に係る固定資産税の課税免除について定めたいため、新たに制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第13号南三陸町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定についてご説明

申し上げます。

この条例は、昨年9月定例会で廃止の議決をいただきました南三陸町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の代替の条例になります。

議案書の2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1条に、この条例の根拠となる法律がございます。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律で、略称は地域未来投資促進法となります。地域未来投資促進法は、昨年7月31日に施行されております。条例の内容につきましては、議案関係参考資料でご説明申し上げます。議案関係参考資料は、2冊のうちの1冊の2ページから4ページになります。

3ページをお開きいただきたいと思います。まず、この法律制定の趣旨でございますが、地域未来投資促進法は地域が自立的に発展していくため、地域の強みを生かしながら将来成長が期待できる分野での需要を域内に取り込むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目的として制定されました。この条例は、このような地域を牽引する取り組みに対して、固定資産税の課税免除で支援するというものでございます。

具体的には中段にイメージ図がございますが、市町村及び都道府県が基本計画を策定し、事業者が地域経済牽引事業計画を策定して都道府県知事が承認いたします。地域の特性を活用した事業の生み出す経済的な波及効果に着目し、これを最大化しようとするもので、この承認された事業に対する支援策として地域未来投資促進税制がございます。

次のページをお開きください。減収補填措置の概要となっておりますが、地方公共団体による課税免除を実施した場合に減収分を交付税で補填するという内容でございます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。この条例では、課税免除に関し必要な事項を定めることとなりますが、その概要となります。対象区域は町内全域でございます。対象となる資産は土地・家屋等で、認定事業者が地域経済牽引事業計画に基づきまして対象となる資産を導入した場合に、固定資産税が3年間免除されるものでございます。なお、取得価格の要件といたしましては、農林漁業及びその関連業種は5,000万円、これ以外の業種につきましては1億円以上のものが対象となります。

なお、この条例は平成30年4月1日に施行となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 以前あった固定資産税の優遇措置の条例を1回廃止しましたので、その延長線上ということで、現実的には一言で言えば外からの投資、企業誘致に寄与するものというふうに思いますけれども、現実として対象となる事業があるのか、事業者が手を挙げてくれるのだろうかということは、これ非常に懐疑的な部分があるんじゃないかなと思います。

一つは価格要件ですね。取得価格要件ですか、これ非常に大きいということがあります。先ほど、期せずして一般質問でほかの議員の方がお伺いしていましたが、町内には働き手が足りなくて外から企業を誘致している場合じゃないといえますか、段階じゃないんじゃないかと。その中でこの条例を制定する意義が一体どこにあるのかということ、ちょっとご説明いただきたいなと思います。その価格要件も大き過ぎるんじゃないかなと思いますが、感覚としてどうでしょうか。もうちょっと小さいほうがうちの町にはフィットするんじゃないかなと思いますが、その辺の感覚も教えてください。

それから既存の、町外からの企業さんが既にうちの町に入って活動しているということは、この事業の対象にはならないのか。その点もお伺いします。

以上、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） では、ご質問の内容は法律の制度のほうの内容になりますので、私のほうからご説明をさせていただきます。まず、価格の要件ということでございますが、これにつきましては法律が求める要件ということになりますので、なかなか市町村の単位で変更するのは難しいのかなというふうに思っております。

なお、制度の内容につきましてももう少し補足をさせていただきますと、この事業推進に当たりまして地域では基本計画を策定するという事になってございます。基本計画におきましては、宮城県におきましては宮城県が全市町村参加のもと、一括して策定をするということになってございまして、現在4つの計画づくりを進めてございまして、そのうち昨年12月に宮城県ものづくり基本計画、いわゆる製造系の産業を網羅する計画、それから宮城県農林水産食品関連産業基本計画ということで、一次産業を含めた食品関連の産業に導入するための基本計画、さらにこれ今手続中なんです、情報通信関連の産業を網羅する基本計画、さらには観光産業を網羅する基本計画ということで、4つの基本計画を策定して導入を進めてまいりたいというふうに取り組みを進めているところでございます。

前身となります企業立地促進法が、産業を集積することによりまして地域経済の活性化であ

ったり、それから地域経済を盛り上げていこうというような取り組みであったんですが、施行から10年という期間が過ぎましたので内容の見直しが変わりまして、今回地域未来投資促進法という新たな枠組が生まれてきたということなんですが、アプローチを変えましてこれまでは外から企業を集積して、先ほど申しましたとおり地域を活性化していこうという趣旨から、地域のキーとなる企業が事業計画を策定いたしまして、そこに対する取り組みに対して支援をしていこうという内容。結果的には同じですね、地域の振興であったり経済の活性化を図ろうという目的があるようでございます。

現在、この資料の2の1のほうの3ページ目をごらんいただきたいんですが、丸ポツの大きなところで当面3年で2,000社程度を支援するというふうに書いております。この2,000社というのが地域未来牽引企業というふうに申しまして、この企業が投資の事業計画をつくりまして、宮城県の承認を得た後に行う事業展開に対しまして今回の優遇措置、当町におきましては税制上の優遇措置の適用を受けられるということでございます。

では、町内にそういう事業所があるのかということになりますが、町内では1社認定をいただいておりますし、また本社は町内にはないんですが、町内に事業所がある企業ということで1社認定をいただいているということでございますので、今後は当面この2社が中心となって計画の推進をしていただくというところに期待をしていくということでございます。

なお一方、前段でもお話しありましたとおり、確かに今労働力が厳しいという中でこの取り組みをすることが必要なのかということではありますが、まず1点目は宮城県全体としての取り組みであるということでございますので、一律の取り扱いを進めさせていただきたいというのが一つでございますし、いざ進もうと思ったときに企業誘致というのはやはり条件が選定の一つにもなるということでございますので、競争とまではいかないまでもどの企業さんがおいでになるとなった場合でも受け入れをできるような体制づくりは、やはり最低限として必要というふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） この法律がないと、いざ「じゃあ、やりましょう」と宮城県で認可を受けて、この地域の経済の牽引役を担いたいという企業があらわれた場合に、法律がないからうちでは受け入れられませんということではできない、もったいない、そのために法律を整備するということは、意義がよくわかりました。わかりましたと同時に、この条例がいわば万能ではないし、全くこれを制定することが大切なんじゃないなということの共通認識も持っておられるということだと推測いたします。

その上で、一方で外から入ってくる企業さんに頑張ってもらって、引っ張ってもらってということも大事ですが、地元の小さいながらも事業所を構えてやっておられる皆さんを育成する、頑張ってもらってということもこの条例とセットでといたしますか、一方で必要なのかなと思います。そういった町内の中小企業の振興に関して法的に、もしくはそういった取り組み、支援していくという考えはいかがお考えですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 私も、全くその考えにつきましては同様の考えを持ってございますので、もちろん外からの誘致という観点も必要でございますし、地域のこれまで経済を牽引していただいた企業の支援につきましても、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 地域の経済を守って育てていくために、例えば条例制定とかそういう話は進めていく必要があるかなと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 中小企業を中心といたしまして、この地域を牽引していくということで、理念型の条例と言われます中小企業基本条例というものの今策定を進めている途中でございますので、近くご提案できるように鋭意取り組んでございますので、その条例も制定しながら先ほど申しましたとおり地域全体の取り組みとして進められるような仕掛けづくりも、今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

同じような質問になろうかと思えますけれども、やはりこれは国県が絡んでくると額が大きくなるというか、基準が高くなるんですよね、どうしても。当町、南三陸町に合わない、国レベル・県レベルの額なものですから。そうすると工場もないというふうな企業者も、今1件町内にあるという、ただ1件だけというような感覚でおります。そしてまた地域経済牽引事業という、何となくぼやっとわかるんですけれども、明文化されていないと合致する事業所がさてどこなのかなって、そこから悩まなきゃいけないものなので、一応第一次産業なので一次産業に絡んでいる人たちが牽引事業の中に入るのかなとぼやっとわかりますけれども、そうした中でただいま前者もお話ししましたがけれども、5,000万円から1億円ということがありますけれども、むしろその5,000万円を下げても5,000万円以内のものもこれに該当するよう

な、そういう中身にこれはできないものかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 先ほども申し上げましたが、これは全国的な一律の基準ということになりますので、なかなか市町村の取り組みということではこの額を変更するというのは難しいだろうというふうに思います。

ただ国費、税制で免除した分、あとそのほか当町では該当しないんですが補助金制度であったり、予算として当町が支出する分じゃないんですが、補助金であったりいろいろ融資制度等々の優遇措置も設けられておりますので、一定程度の国費の投入をすることになりますと効果が得られるというような基準を考えると、1億円程度以上の投資額が必要なんだろうという判断のもとに設定をされているというふうには認識しますので、当面はこの数字でこの金額で地域を牽引していただけるように、期待をしたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは、県下一斉にそういうことということなので、無理が生じるかと思われかもしれませんが、町内に見合った、これはこれとして今後そういう中小企業のような事業者が入れるような、そういうものって今後考えていく必要があるかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 鋭意取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋でございます。

地域経済牽引事業、ほぼほぼ全ての事業者がここに入るかと思うんですけども、事業される方はどなたも地域の経済を引っ張っていく方だと思いますので、地域経済を牽引されていると思います。言い方がちょっと抽象的なんで、何か具体例なんかがあれば、例えば先ほど1社認定されているとか、あともう1社は本店は町外だけれども、町内にも事業所があると。そういったちょっと具体的にどういったことをされているのかとか、具体例を示してほしいなと思います。

それと、あとは次の条例の3ページ目で、第4条2項に町長が課税免除の可否を決定するとなっておりますが、この審査はどのような感じで、商工観光課が窓口になってされると、だいたいそんな感じですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、具体的なところということでございましたので、先ほど申しました地域未来牽引企業ということで現在2,000社程度認定を国が行っているということになります。手元にある資料によりますと、宮城県内で認定になった事業所の数が64ございます。うち、先ほど私が申しました企業につきましては、南三陸町内に本社住所を有する企業といたしまして有限会社山藤組、それから町内に事業所を有している企業ということで、気仙沼市に住所がございます株式会社阿部長商店さんがこの企業に認定をいただいているようでございます。

それで、この具体的な取り組みがどうなるかというのは、今後今申しました企業さんが一義的な取り組みということになろうと思います。そのほか、町外にある認定になった企業さんが南三陸町内で事業展開をするというケースも、恐らく考えられるんだろうなというふうに思いますが、最初はやはりこの2社が地域に一番近いところにいらっしゃるということで、今後この地域を牽引していただくような事業計画を策定いただいて、投資をいただくというところに今後期待をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 課税免除の試算につきましては町民税務課で行いますけれども、先ほどの知事の承認を得た計画に基づきまして、導入した実績に基づいて審査することになると思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第14号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第14号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に基づき新たに制定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第14号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について説明を申し上げます。

議案書は4ページの議案、それから5ページから17ページに条例の制定文を載せてございます。議案関係参考資料につきましては、2冊のうちの1、5ページの条例の概要のところをごらんになっていただきたいと思っております。

まず初めに、本案は4ページの提案理由のとおり介護保険法の一部改正に伴いまして、新たに条例を定めるものでございます。

議案書の5ページをごらん願いたいと思っております。本条例につきましては、居宅介護支援サービス計画いわゆる要介護者のケアプランを作成する、その事業を行う事業所の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。ごらんのとおり、条例といたしましては7章立てでありまして、第1章には第1条として総則を、第2章は第2条の事業所の指定について、第3章につきましては第3条に事業の基本方針について規定をしてございます。第4章は、人員に関する基準として第4条に従業者の数、第5条に管理者について規定をしてございます。第5章は運営に関する基準として、6ページの第6条の部分から16ページの第31条の記録の整備まで、ここの部分が運営に関する基準となります。第6章は、第32条に基準該当の場合の基準ということについて規定をしてございまして、最後第7章には第33条として雑則を規定し、全部で33条立ての構成となっております。

では、この条例を新たに制定することとなった理由など、条例の内容・中身につきましては、

議案関係参考資料の5ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、本条例制定の趣旨・経緯について申し上げたいと思ひます。町長が冒頭申し上げましたとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律整備等に関する法律（平成26年法律第83号）ですが、これはこの名称で58件の法律を一度に改正するものでございまして、その中の第6条の規定によりまして介護保険法の一部が改正されました。

このことによりまして、先ほど申し上げましたケアプランを作成する事業所の指定等につきましては、平成30年4月1日以降都道府県にかわって市町村が実施することと義務づけられたものでございまして、現在、宮城県においては当然に宮城県の条例で指定等を実施しておりますが、今後は宮城県の条例から市町村の条例への切りかえが必要となるといったこととなります。なお宮城県におきましては、現在開催中の県議会定例会において条例の廃止について提案をなされているようございまして。

次に、条例の中身・内容について申し上げます。宮城県の条例では、省令をベースにいたしまして次の3に掲げる独自基準を設けております。町の条例制定に当たっては、現在運用されております基準の継続性が重要と考えております。よって、宮城県の条例をベースに新たに町の独自基準等は設けないことといたしまして、事業者にも必要以上の負担をかけないような配慮をしたところでございまして、その独自基準というのは何かというのがこの3番目ございまして、1つは運営法人・管理者等に対する暴力団の排除の規定といったものでございまして、この部分は、第2条と第33条に規定してございまして。

それから、文書記録の5年間保存ということで、省令等については2年間ということですが、県のほうで5年というふうに定めておりましたので、当町もそれにならうといった状況でございまして。この辺は、町の文書管理の基準に照らし合わせて、当町においても5年が相当だろうというふうに判断したところでございまして。それから、勤務体制の記録、給付費請求額の保存の義務についてもあわせて規定をしているところでございまして。この上記の基準を、町の条例にも同様に規定をするものというふうに考えてございまして。

施行期日は平成30年4月1日となります。

現在、町内にはこの条例の対象となる事業所が3カ所ございまして、3つの事業所につきましては現在県の指定を受けておりますが、6年ごとに更新をすることになりますので、4月1日以降は町のほうでその指定の判断をするといった状況になります。

内容につきましては、もう一回簡単に申し上げますと、今までは都道府県が行ってきたと、法令の改正によって今後は市町村がやるんだということで、県の条例を町の条例につくりか

えるといった内容でございます。

以上細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 及川です。1点ほど伺いたいします。

これは県でやっていたのが町村におりてきて、そのままこれを条例化したということなんですけれども、大変これはこれから使っていく、そしてまた事業者さんも3カ所あるということで、大事なことだと考えます。そうしたとき、議案に載せてきて、その前に協議会などもあったはずなんですけれども、ここに載せてきた。協議会にもかけないですぐ議案に載せてきたという、そこがちょっと無理があるのかなというよりも、我々議会としても少し勉強する、中身の説明を受けるということも必要でなかろうかなという気がいたしました。その点、伺いたいします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 協議会というのは意味がちょっとわからないんですけれども、何のことを指しているんでしょうか、済みませんが。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） こういう、うちのほうの全員協議会です。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） これにつきましては、公布が平成26年ということで、この時点で平成30年4月にはこのようになりますから、市町村でちゃんと検討してくださいねというふうなことで、公布されたこととなります。中身につきましては、法令の改正によって市町村が行わなければならないなくなったものですので、議員皆さんをお呼びして全員協議会で説明する内容とは違うのではないかということで、特にそういった必要性を感じていなかったことから、全員協議会は開催しなかったということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 特別全員協議会招集するのではなくて、今までにもそういう開催した時期があります。そういうようなところにも、目を通してもらうためにも出していただくと、議会としてはありがたかったかなという思いがいたしたので、これを今問うてみました。中身については、わかりました。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第15号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域おこし協力隊員について町の非常勤特別職として位置づけ、報酬を支給することとしたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第15号南三陸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

資料といいますか、条例改正文は19ページにございます。これは、定住対策を目的として都市部から人材の受け入れ事業として行っております地域おこし協力隊の人件費につきまして、これまでは国の制度の範囲の中で報償費として支払ってまいりましたが、雇用の実態や職務の性格上、それから勤務中の公務災害の面などで非常勤特別職とすることが望ましいという法令側の見解から、今回本条例を改正し非常勤特別職に加えるものでございます。

議案参考資料の7ページをごらんいただきたいと思います。そもそも地域おこし協力隊とは何であるかということにつきましては、国の制度の中で都市部から地方に人材を送る、そして定住・定着を図るという目的の中で行われているものである。その費用につきましては、国の特別交付税を財源として実施されるものであること。南三陸町における現状といたしましては、丸印のついた活動種類の中で現在雇用しており、現在の雇用人数では7名、平成30年の1月末現在では7名を雇用しているという状況でございます。

この方々につきまして、8ページの資料お開きいただきたいと思います。改正内容につきましては、条例の中の別表に非常勤特別職ごとの報酬を定めておりますが、新たに地域おこし協力隊を加え、月額報酬につきましては従前の報償費として支払っていた額と同額の16万6,000円とするものでございます。平成30年4月1日からの施行とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋でございます。

現在7名。1月末で7名ということですが、活動の種類が6つ書かれております。この7名の方で、それぞれ全て1番から6番の活動にそれぞれ携わっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それとあと、活動期間としましておおむね1年以上3年以下とありますが、期間が例えば何か成果出すのに3年ではちょっと短いんじゃないかなと思います、事業もあろうかと思えます。そういった場合、活動期間が終了した後更新とか、もちろんされるんでしょうか。いかがですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

活動の種類が、7名でこの6つの事業を推進するというのではなくて、それぞれ活動していただく協力隊員さんがこの6つの中から1つテーマを設けて、その事業に取り組んでいただいているということになります。現在、7名の隊員を採用してございまして、まず1番目の地産地消、それから農林水産業の振興に関する活動ということで、3名ということになります。それから、地域資源の発掘及び活用に関するということで2名ですかね。それから、3番目の地域ブランド商品の開発というところでお一人。あと、6番目のその他地域の活性化に資するものということでお一人ということ、7名の隊員に南三陸に来ていただい

活躍をいただいているというところでございます。

一定の制度の枠組がございまして、この活動は3年間上限ということにされてございます。これは全国的な取り組みではあるんですが、当町の取り組みの一つといたしまして町の先ほど言った6つの事業を契機に起業を目指していただくと。この地域でビジネスをおこしていただきたいというのが、最大の目標でございます。ですので、3年経過した後には地域おこし協力隊という制度が起業するときに支援するという制度もあるんですが、そのほかに町独自で持っております起業家の制度もございまして、そういったものも活用しながらきちんとこの地でビジネス展開をしていただけるように、引き続き支援を図っていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 気概を持って来ていただいている方だと思いますので、できる限り支援は続けていただけたらなと思います。

今ちょっとご説明いただいた活動の種類の中で、4つの活動について実際動いているということですが、具体的にどういったことをされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず取り組みといたしましては、平成28年度から本町としては取り組んでございまして、一番最初に取り組んでいただいたのは地域資源活用事業ということで、缶詰を今作成いただいている方がお一人いらっしゃいます。それから、何回か話題になっているんですが、ワインプロジェクトというのにお二人かかわっていただいております。それから、南三陸の食材を生かして食の魅力開発ということで、レストラン事業を展開していきたいという方がお一人いらっしゃるということでございます。それから、F S C材等々の新しい魅力がこの町で生まれてございますので、それを活用した取り組みをしたいということで、建築系ということになるんでしょうか、地域産材を利用した事業展開を考えたいという方がお一人いらっしゃいます。同様に、先日3月3日のさんさん商店街が1周年を迎えるという記念行事をしているところで、道路向いに市街地のコミュニティーをつくりたいという方の取り組みが1つ始まってございまして、そういった取り組みを今されているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この参考資料の中で、導入時期が平成27年の4月1日となっているんで

すよね。それで、その活動がおおむね1年から3年以下というところで、端的に見るとことしの4月で終わりだなというような感じを受けるんです。ただ7名一緒に始まったのか、3年で終わる方があるのかないのかね。終わった後はどうするのか、補助するのかしないのか。

それから、7名というのは定員なんですか。それとも、もっとふやせるということはないんですか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 活動の上限が3年ということでありまして、着任から3年間ということになります。一番早い方で平成28年の5月ということになりますので、年度で数えますと平成28、29、30年ということになりますので、一番早い方で平成30年度で1つの区切りを迎えるということでございます。

先ほど倉橋議員のご質問にもお答えしましたが、一旦3年で地域おこし協力隊としての身分は終えるということになりますが、本町の取り組みはこの町でビジネス、起業していただきたいということがございますので、そこにつきましては町の制度等々も活用しながら、引き続き支援をしていこうというふうに考えてございます。

それから、現在着任いただいている方が7名ということがございますが、そもそも今年度の取り組みは10名の隊員を採用したいということで取り組みを進めてございました。後ほど平成30年度の予算もご検討、ご協議いただくんですが、来年度は現隊員も含めて全体16名を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 大体この中身が見えてきたようですがね。

やはり目的が目的ですから数多く募集して、いろいろな活動の種類6つあるんですがね、6つといたって限定でないようだから、幅広いようだから、全て経験してもらって最後は起業、そして移住・定住に結びつけたいところだから。だから、どんどんどんどんと呼び込んで、その分の財政支援はあるんだろうから、鋭意努力してこれを続けていったほうがいいのかなと、今こう思ったんです。

以上です。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 平成29年度からの取り組みといたしまして、南三陸ネクストコモンズラボという仕組みを活用いたしまして、単に南三陸で何かやりたいという方だけを募

集するということではなくて、きちんと南三陸町内で活動している地元の皆さんとパートナーシップを組んでいただいて、きちんとそういう取り組みにつなげていこうということですので、これからも鋭意取り組んでまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大事なこれセッションだと思うんですよね、企業をおこして町内の人々とマッチングして、最後には企業をおこしていく。大事なことなので、この月額報酬16万6,000円で足りないんじゃないかなという気がするんです。せめて生活費ぐらいは出してあげてもいいんでなかろうかなと思うんですけれども、決めた根拠はどういう根拠で決められていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊制度で、隊員の今回は報酬ということになるんですが、認められる上限が200万円というふうになってございます。お一人1年間200万円ということになります。このほかに、活動するために200万円の事業費の支給がございまして、1年間400万円の枠の中で活動いただくということになってございます。根拠ということでございますので、200万円を上限といたしまして12で割り算いたしますと、月額この程度の金額というふうになってございます。

なお、地域おこし協力隊員につきましては、副業を認めてございます。結局、しっかりこの地に根付いていただくということが必要でございますので、生活を支えるため、そういった起業につながるようなそういう制度枠組となつてございますので、報酬額についてはこの金額で今後も進めさせていただきたいと思つています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 非常にこの方たち、客観的に外からの目線で仕事、企業をおこすというような大事なセッションだと思います。ですから、今副業もできるとおっしゃいましたけれども、できれば400万円でいいアイデアが生まれて、ここにも第一次産業だけではなくてそういう企業がどんどん出てくるのを期待いたしますので、どうぞこの辺力を入れていただきたいと思つています。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 地域おこし協力隊の皆さんとは、私も活動当初から一緒に町を盛り上

げる仲間として仲よくさせていただいておりますので、だから急に今始まった制度みたいな質問が多いような気がしますので、これはお金の問題ではなくて地域に都会の若い人たちが生きがいを持って、やりがいを持ってまちづくりというのは成功体験が得られるものだといいところに魅力を感じて来てくれているというのが大前提だと思うんですね。そういう意味でいうと、当初の目標に届かなかったということは、これは一つ反省材料でもあるんだろうと思います。

金額も、私も考えましたが、報酬これでは安いんじゃないかと思いますが、そうではなくて来られる方々がお金を目的に来ているのではない以上、別の目的があるんだろうと思います。私はそれは人だろうと思いますので、もっと町民の皆さんと直接つながれる、募集の段階から書面で提出していただいたりネットで応募していただいたりということが現実的、技術的には当然そういう手段に頼らざるを得ない部分もありますが、面と向かって話できるという機会が私は実はとても大事なんじゃないかと。うちの町には、町長非常にそういう人をつなぐという能力に長けているんじゃないかなと私個人的に思いますので、町長みずから「どうぞ来てくれ」という機会を設けるといっても、一つ作戦じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、おかげさまで南三陸町にかかわっていただいている方々が全国にたくさんいらっしゃいますので、そういった方々にお越しをいただくということは非常に大事なことだと思いますので、私も積極的にそういった地域おこし協力隊員の募集の旗振り役として頑張りたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 一つ補足をさせていただきますと、本年度から地域協力隊、現在7名ということになりましたので、隊員同士もふえてきたということで隊員同士の相互交流も兼ねて、今議員がおっしゃるようなネットワークを広げるような取り組みもちょっと始めてございまして、今後そういう取り組みも含めながら地域の皆さんにもこういう活動を知っていただく機会をつくってまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、この事業はうちら自治体が自主的、主体的に取り組んで、総務省がその後に実績を事後報告的に調査して、そしてあと補助金というか交付金が来ると

いう、そういう制度みたいなんですけれども、取り組んでその後の調査というか実績等のそういった手続その他、実際には1回、2回あるらしいですけれども、その点少し詳しく伺いたいと思います。

あと、今回報償から特別職の身分にするということで、その点で伺いたいんですけれども、今までの活動の状況と勤務時間といったらどうなのか。今後、この制度というか特別職になって、変わるところはあるのか。例えば時間を拘束されるとか、非常勤であっても何か勤務っぽいところ、そういったところがあるのかどうか伺いたいと思います。

あと、今回この特別職によって身分保証がされるということで、保険等つくと思うんですけれども、その分の費用というか増額になる分、大体1人どれぐらいになるのか伺いたいと思います。

あともう1点は、3年過ぎて起業を目指すということなんですけれども、平均的な定着率は総務省のあれ等を見ると7割くらいとなっていますが、当町ではどういった形で目指しているのか。ほかの近隣、気仙沼とか石巻でも10人そこそこやっているみたいですが、同じように身分を変えていっているのか。それとも報酬、その自治体独自でやっているのか、そのことを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 総務省の制度にのっとりまして運用されていきますので、この経費につきましては特別交付税という仕組みで財源補填されるということになってございますので、時期が来ましたら活動の内容をこちらから総務省のほうに報告をさせていただいて、それに基づきまして交付税で補填されるというような含みになってございます。

それから、今回報償から報酬に切りかえさせていただきたいということでございますが、これに伴って協力隊員の勤務形態は変わりません。現在も月20日活動していただいているという状況でございます。

それから、7割程度が定着率だというお話でございますが、本町といたしましては全ての方にこの町にとどまっていたいただきたいという内容で取り組んでおりますので、数字申し上げるんであれば10割ということを目指してまいりたいと考えてございます。

それから、近隣の状況ということでございますが、当町の取り組みといたしましてはやはり一定のプロジェクトに携わっていただいて、労働力を提供いただくという内容が合致しているんだろうということでございますので、今回法令のほうからの見直しもございまして、報酬という形で提案をさせていただくという形になりましたので、ご理解をいただければと思

います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ちょっとこれまでの雇用の中での保険、保険の関係のご質問が残っているということです。雇用の上で、先ほど言いましたように基本的には従前と雇用形態変えるわけではありませんので、新たな費用が発生するということではないとご理解いただいてよろしいかと思います。（「社会保険」の声あり）

いや、そもそも社会保険にそのまま加入させるということについては、特に考えてはいないんですけども、これまでは国民健康保険だったそうですので、今後社会保険に入ることになれば事業所負担の部分が発生することになります。先ほど申し上げたように事業活動、人件費のほかに出る200万円の財源の中から補填する形になります。16万6,000円に当たる社会保険料の事業所負担部分が、具体的な金額としてちょっと手元に今資料ございませんが、その一般の事業所と同様の事業所負担ということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 大変失礼いたしました。

事業所負担部分が増額になるという、誤った説明をしてしまいました。訂正をさせていただきますが、いわゆる非常勤の職員となった場合に、一般にいう例えば行政区長さんなんかのように、報酬はいただきますがその分の保険料が発生するということはありませんので、それと同様にこちらでも社会保険料の事業所負担は発生いたしませんので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず伺いたいのは、調査に来て指摘というか却下みたいな事例というのはあるのかどうか。事後申告みたいな制度なので、事前に例えば起業するときに調査しているんでしょうけれども、その点とあと保険の件はわかりました。私、てっきり保険のほうも入って、いざこういった条例に載せてしまうと後々大変という意味でもないんですが、3年終わって起業するか普通に戻った場合に複雑になるんじゃないかと思いました。

じゃあ、あとお聞きしたいのは、当町の活動の種類のほかには総務省のホームページというか要綱のほうには地域支援などということで、地域メディアを使った情報発信、そういうのがありました。現に、実は先ほどお昼食へに行った帰りに、「みなさんぼ」を聞かないで石巻FMを聞いていたら、ちょうどこの協力隊員の出ている番組で石巻でカーシェアリングをしている、そういう団体の何か番組でした。そういった意味合いも兼ねて、今後十何人でしたっけ、目指すということなんですけれども、どういった関連というか来てもらえればうれしいという、そういうのを見ているのかどうか伺いたいと思います。個人的には、芸術系という方面を望みたいんですけれども、現実的にはやはり3年終了して起業を目指す上ではかなり難しいんじゃないかという思いはするんですけれども、今後どういった方面を、同じ方面かもしくはいろいろな分野があるんでしょうけれども、方向性としては望むものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時28分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

総務課長より発言の申し出がありましたので、許可をいたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほどのご質問で、地域おこし協力隊の社会保険料の事業主負担についてのご質問がございまして、少々曖昧な部分がございましたので答弁を修正させていただきましたが、最終的にお答えしました国民健康保険ですので事業所負担ございませんとお答えしたのは平成29年度まで、つまり今月までは国民健康保険ですので事業所負担はございませんが、平成30年度からは月20日間の勤務となりますと、これは社会保険への加入義務が発生いたしますので、町で社会保険料事業主負担を支払って勤務していただくという形になります。ちなみに、そのときの1人当たり月額で計算しますと2万4,029円が町の事業所負担として出てまいりますので、その12カ月分相当のさらに16人分の予算といたしまして、約460万円を当初予算の中に入れて提案させていただくこととなりますので、どうぞご了承をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、実績についてのご質問でございましたので、まず本人の活動の実績につきましては毎月定例の会議を開催してございますので、進捗状況等々含

めて事業内容について把握をさせていただいているというところでございます。また一方、財源補填としての実績報告につきましては、毎年総務省より照会がございまして、それに回答する形で報告をさせていただいているということでございます。

それから、今後の事業の発展性というところなんでございますが、現状地域おこし協力隊の取扱窓口を商工観光課が担わせていただいておりますので、当面はやはり産業振興という分野が一義的なのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃあ最初に、課長の今答弁あった件で伺いたいんですけども、実際協力隊員は月8日間が勤務という扱いなんですか。ああ、20日。ということは、この460万円が発生するということですね。わかりました。そうすると、やはりこういった切りかえ面倒くさくないんでしょうけれども、いざこの身分が解けた場合に手続上とか面倒なんでしょうけれども、支障はないのか、面倒なだけなのか。ただ、その協力隊員としてはどうなのか、生活を続けていく上で。ちなみにもし期間が切れても、町のほうの何かの事業で雇われるというか、関連のあれで継続できるようだったらこういった身分でもいいんでしょうけれども、そこのところをもう一度伺いたと思います。

あと金額の件で、前議員何か16万円では安いという、そういう質問もありましたけれども、実際この事業何か聞くとところによると単費で追加、上乘せできるという、そういう制度でもあるらしいんですけども、今回のこの条例改正で簡単かというと、うちの町であるかどうかわからないんですけども、今後単費で追加するような事例というか出てきた場合に、この条例で対応できるのかどうか、200万円の壁を超える場合ですね。

あともう1点、先ほどの答弁あって産業振興をメインということなんですけれども、今後いろいろな方面で難しいとは思いますが、広げていっていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） では、お答えをさせていただきます。

まず、16万6,000円の金額の変更、単費で上乘せができていくのかということでございますが、制度的には可能ということになります。先ほども答弁させていただいたんですが、活動に対して副業を認めているという状況がございまして。もちろん活動の中で、こちらのプロジェクト以外に関連するような内容が多いと思うんですけども、例えば講演であったりそういったものも出てくるんだろうなというふうに思っていますので、そういったところの収入を活動費に随時充てていただくんというふうに考えてございます。

結局のところは、この仕組みを利用してこの町で起業していただきたいということです。自分で会社をおこすということでございますので、そこまでをやはりこの取り組みの中でしっかりと学んでいただいて、補助といいますか支援がなくてもこの町で一本立ちしていけるように、きちんこの間にスキルを学んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、あと取り組みの内容につきましては、当面産業振興という分野を中心に進めさせていただくんですが、今後庁舎内でも検討はしますが、当面来年度16名という枠は設けますが、その中で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 社会保険に変わることでの隊員の方の不便や不利益はないかという部分については、もちろんございません。3年を過ぎて、今後事業を自分で自営するようになれば国民健康保険になって事業主として展開しますし、またどこかに新たな勤務をしながらここに定住するとなれば、社会保険を継続するということのみのお話かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第16号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、看護師その他の医療職の職員に対し支給する夜間看護業務手当の額について変更したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第16号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

改正文につきましては、議案書の21ページに記載がございます。ごらんいただきたいと思っております。

今回の改正は、南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でありまして、その中の夜間勤務手当の部分につきまして改正するものでございます。ごらんとおり、現行3,300円を6,800円に改正するという内容のものでございます。

議案参考資料の9ページもご参照いただきたいと思っております。下線の部分で「3,300円を超えない範囲」という部分が「6,800円を超えない範囲」という内容の改正でございます。こちらにつきましては、従前3,300円と規定してございました。これは、震災前の病院では夜間の勤務を3交替制で行ってまいりました関係で、夜間の勤務時間の長さに応じて決められております夜間勤務手当の中で、人事院の規定の中のいわゆる3,300円の基準、これは4時間以上の勤務で夜間の中の一部を勤務した場合という区分に入る金額でございまして、これが新しい病院ではシフトが2交替制となり、深夜を通して勤務する体制であることから、人事院基準の中の6,800円という区分に改正をさせていただくものでございます。

ご案内のとおり、看護師につきましては経営安定を維持する上での現在の看護基準を維持するためには、看護師の維持が必要不可欠でございますので、他病院と同様の処遇を図るものでございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまのご答弁でわかりましたけれども、この6,800円という額にし

た意味は今わかりました。ただ隣接の佐沼とか気仙沼とか、そういうところの病院さんと比較してどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、お答え申し上げます。

栗原、それから登米、大崎、石巻というふうなことでほぼこの6,800円の金額で、同一歩調で算定されてございます。

○7番（及川幸子君） 了解しました。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

これまで3,300円ということ推移してきたわけですがけれども、実際に支払われる平均的、夜勤なさる方の身分とかその状況にもよるんでしょうけれども、満額だったのか、平均でもしおわかりでしたら。今回6,800円になるわけですがけれども、これも同様に皆さんに満額払われるのか、それとも状況によっては変わるのか、そこのところだけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） もう少し詳しくちょっとご説明申し上げたいと思いますけれども、まずもって3交替制のときに関しましては、4時半から12時までの準夜というふうなことで、それで深夜帯の時間が10時から12時までですので3,300円、基本的に規則では2,500円となっていますけれども、基本は3,300円1回お支払いして、深夜帯の0時から5時までの深夜部分に属する分で、深夜帯の勤務の人でもまた3,300円というふうなことです、1夜を通せば6,600円というふうな金額になります。それが2交替制で勤務する場合の時間帯が、4時半から次の日の9時15分までのものですから、準夜の時間帯で勤務した方と深夜の時間帯で勤務した方の分を合わせて、2交替制で全部1人でカバーするというふうなことで、今までお二人にお上げしていた3,300円を今回まとめて6,800円というふうな、こういう規定にしたというふうなことです。

何で今のタイミングというふうなことですがけれども、一般病棟と療養病棟、加えて外来の夜間勤務もありまして、それが今回法定労働時間の38.75時間、これでうまく調整ができましたので、新年度から2交替制による夜間看護勤務手当に改正をさせていただきたいというふうなことで、今回のタイミングというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番でございます。

シフトを組んでやっていらっしゃるということですが、実質的に深夜の時間帯、看護師さんたちは何人体制で業務されているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 一般病棟が3名体制、それから40床ありますけれども3人体制、療養病棟が50床で、こちらも3人体制。それからあと、外来の看護師が1名いますので、病棟の業務をやりながら急患の患者さんがおいでになったときに、ドクターもおりますのでそこで対応する。なお、あわせて放射線のほうも夜間救急で当直等の配置になっておりますので、レントゲン撮影しながら外来の対応もするというふうなことで、看護師に関しましては7名ということで対応してございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 南三陸町交通安全指導員条例等の一部を改正する条例制定
について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第17号南三陸町交通安全指導員条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第17号南三陸町交通安全指導員条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、本町の安全・安心なまちづくりにかかわる非常勤特別職であります交通安全指導員、

消防団員及び地域安全指導員に対する報酬及び費用弁償について、支給する区分及びその額について見直したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） それでは、議案第17号南三陸町交通安全指導員条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書は22ページから、議案参考資料につきましては10ページから16ページの記載になっております。

本議案は、危機管理課が所管をする交通安全指導員、消防団員、地域安全指導員の報酬等支給額を改正するものです。条例改正案の記載は交通指導隊からとなっておりますが、説明の都合上消防団から説明をさせていただきます。

今回の報酬改正の背景は、平成23年消防団の充実強化という消防団長官通知により、消防団の組織力強化と報酬及び必要な単価の引き上げの検討、平成25年消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、適切な報酬・手当が支給されるよう措置を講ずることということが示されているところにあります。

それでは、議案参考資料の13ページをお開きください。右側が現行の報酬、左側が消防団報酬の改正案となっております。

次のページ、14ページにつきましては、現行の費用弁償です。まずは、こちらの費用弁償から説明をさせていただきます。現行の費用弁償は、災害警戒活動などの出動などの対価として記載の額を支給しておりますが、そもそも費用弁償につきましては実費の弁償ということで、屯所施設までの交通費とかお弁当代とかそういうところであるため、災害時の出動の対価、活動の対価として支給するところは本来の考え方とは合致しておりません。改正案では、費用弁償については単に実費の弁償として、町のほかの非常勤特別職と同様の1,000円に設定しております。災害や火災警戒などの出動へは、費用弁償としてではなく活動の対価として出動報酬を支払う形をとっておりますので、ここについては後ほど説明させていただきます。

次に、13ページの改正案を説明する前に、今回の報酬改正についての考え方です。今回報酬等を見直すに当たりまして、消防団の活動状況を確認いたしました。平成28年度につきましては、約50名の団員が一度も活動していないという状況でございました。消防団の再編成を進めたことにより、町内に転居する見込みのない団員などの整理を図ってまいりましたが、

ただ単に今回年額報酬を増額をいたしますと、さらに未活動の隊員を助長するおそれがあるという考えから、年額報酬は抑えて活動に対する適切な報酬を支払う出動報酬により、適切な対価を報酬とするということを基本方針として見直しを行いました。

13ページ左が改正案になります。上段が年額で支払う職責報酬、年額の報酬でございます。その下段に、出動の対価としての出動報酬が記載されております。年額報酬の報酬は記載のとおり年額となっておりますが、算定に当たりましては県内市町村の中で、今回我が町の改正案と同様の考え方で、年額報酬を低く抑えて出動報酬により対価を支払っているという市町村が11ございます。この市町村の消防団員の階級が一番下のもの、いわゆる一番人数の多い班員とか団員のところの報酬の平均額を算出いたしまして、そこを基準に職責係数を算出して報酬の額を定めました。

次に下段の出動報酬ですが、現行の費用弁償の改正になります。消防団の出動報酬は、出動に対する専門性及び危険性並びに出動の実態等を考慮して、町の非常勤特別職の日額報酬、2時間未満ですが、これに準じ火災等の災害出動、操作法、その他の特別訓練及び搜索活動は4,000円とし、危険性が小さい警戒出動、演習その他の訓練につきましては2,000円、会議等につきましては1,000円とする改正案でございます。

次に、議案参考資料10ページ、11ページでございます。南三陸町交通安全指導員条例の報酬見直しになります。10ページは現行、11ページにつきましては改正案の表になります。消防団と同様に、これまで出動の対価を費用弁償として支給しておりましたのでこれを見直し、職責報酬については現行のままで、年額報酬と同額の支給になっております。出動報酬については、消防団と同様にその専門性・危険性を考慮し、火災その他の災害については4,000円、街頭指導訓練については2,000円、会議等については1,000円となっております。

次に15ページ、16ページ、地域安全指導員に対する報酬及び費用弁償の見直しです。ここにつきましても、同様に費用弁償が出動の対価として支給されておりましたので、見直しを行っております。16ページ表のとおり、年額報酬を職責報酬と改め、出動報酬については地域安全指導については危険性のある災害時の活動はございませんので、実施活動については2,000円、訓練・研修について2,000円、会議について1,000円、費用弁償を1,000円とする改正案となっております。

本条例の改正に伴い、予算増額の試算につきましては422万円となる見込みでございます。

以上、細部説明といたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願ひます。13

番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 山内です。

議案17号に出てきております指導隊員、それから消防団員、地域安全指導員ですか、この定数を確認しましたところ消防団は500人ですね、それから交通指導員は35人、1つ見落とししましたがその後に出てくる安全・安心なまちづくりの指導員は何名でしたか。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 定数につきましては、地域安全指導員については7名の方が勤務されておりますが、現員についてはちょっと手元資料ございませんので、後ほどご提示をしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） いろいろ後継者ですか、充足率というものは今どのような状況なのか。平均年齢がどれくらいに達しておるものか。（「マイク」の声あり）聞こえますか。充足率、各ね。それから平均年齢。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 充足率と平均年齢でございますが、消防団につきましては定数が500でして、現員が476名でございます。平均年齢としては、45.05歳ということになっております。指導員につきましては、定数が35名で、現在員が20名でございます。来年度から1名加入をしていただくという予定でございますが、平均年齢については大体30歳前後というところになってございます。指導員につきましては、ちょっと定数のほう後ほどお知らせしますので、ただ指導員につきましてはもうご年輩の方が多くて、ほぼ60歳前後の方が勤務していただいているというのが実情でございます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） この条例については、何ら私は異論がないわけですが、後継者の育成ですね。この辺が大きな課題となってきているのではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 議員ご指摘のとおり後継者の募集というところについては、特に消防団につきましては全国的に非常に苦難をしているところでございます。ただ消防団につきましては、本年度の募集に関しましては本年度の12月末で退団が23名に対して入団が21名で、今年度につきましては今マイナス2名で、もうちょっと入ってもらえるというお話も

伺っておりますので、プラスマイナスゼロということで推移をしたいと思います。昨年度までの震災後の募集の平均といいますか、増減がマイナス11名で、年間約10名ほどずっと人が少なくなっているという状況でございましたが、今年度から再編成の取り組みを実施しておりますので、そこら辺で方向性的に団員が減ることについては下げどまり感があるかなと感じております。

募集につきましては、交通指導隊員も含めて消防団員・指導隊員の方々が地域の区長さん、契約講の方とお話しをしまして、地縁によるところが主になっておりますが、平成30年度からは消防団のほうも操法大会とかそういう大会に出まして、士気を上げるような活動もしておりますので、そういうところで募集につながっていけばなと考えております。もちろん今回報酬ご承認いただければ、この報酬についても何らかの方向でよい方向で募集には向かうのかなと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点お伺いいたします。

南三陸町安心・安全なまちづくり指導員ですね、これは旧町でいえば実働隊の名称が合併してこのような名前になったんだろうと認識いたします。そこで、この実績をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 指導隊の、その前に定数につきまして資料がございましたので。指導隊につきましては、隊長1人、副隊長2人、班長4人、隊員28人ございまして、35名ということになります。

地域安全指導員の実績につきましては、昨年度で会議と地域を見回る活動を合わせまして総回数で46回の出動、それをしていただいております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） よく夏祭りとか、いろいろなお祭りのときなども出動されていたようなんですけれども、その辺は平成29年度はどうだったんでしょうか、それぞれの。

○議長（三浦清人君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 大変申しわけありません、質問は交通指導隊ということでしょうか。

○7番（及川幸子君） いやいや。

○危機管理課長（村田保幸君） 地域安全指導員。

○7番（及川幸子君） はい。

○危機管理課長（村田保幸君） 地域安全指導員の方につきましては、地域を危機管理課の車両で安全の見回りをしてもらっているという活動をしております。町のお祭りとか、そういうところの交通指導とか、そういうところにつきましては交通安全指導隊のほうで行ってもらっています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） よく夏の花火、夏祭りなどの花火あったときなんか、以前ですと高校生、中学生のお子さんたちも夜出てくるので、そういう学校の指導員の先生方、それから警察の婦警さん方と協力をして、見守りなどの活動をやっていただいた経緯があります。やはり安心・安全なまちづくりなので、その辺も今後とも活動に徹していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第18号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正等を踏まえ、保護の対

象とする個人情報の明確化等を図り、本町の事務における個人の権利・利益の保護に関しより適正なものとするべく、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第18号南三陸町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は27ページ、そして改正文は28ページに示させていただきます。少々複雑でございますので、新旧対照表をもちまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、17ページをお開きいただきたいと思います。なお、この資料21ページまでにわたっての改正内容になってございますが、それぞれ改正箇所について説明をさせていただきます。

町長の説明にございましたとおり、今回の条例改正の趣旨は国の個人情報に関する法律において、個人情報の定義を明確化するための改正があり、それに沿いまして町の条例も改正するものでございます。

改正内容でございますが、26ページをごらんいただきます。右側の備考欄に改正の趣旨を記載しております。第2条第1項につきましては、個人情報という言葉の定義につきまして明確化するものでございます。これまでの表現では、個人情報につきましては「個人に関する情報であつて、個人が識別できるもの」。括弧書きで「（他の情報と照合することで個人を識別できるものを含む）」とだけ表現してございましたが、それではこれが具体的に何かという部分がいま一つ明確ではございませんでした。

改正案では、アとしまして「氏名、生年月日、その他の記述等により個人が識別できるもの」という定めと、イといたしまして「個人識別符号が含まれるもの」と規定されます。第2号において、個人識別符号とは何かということについて規定されてございます。今回改正された国の法律の規定を引用し、その本を対象といたしますが、役場で扱う個人識別符号に該当すると思われるものを例として挙げれば、健康保険証の番号、それから年金番号、それから住民票のコード番号、さらには個人番号などがございます。法律においては、そのほかにもパスポート番号とか免許証番号、さらには指紋やDNAの配列データなどとさまざま個人特有の識別される符号などを含めて今後は管理保護対象とするという趣旨になってございます。

資料の18ページをお開きいただきます。第3号といたしまして、要配慮個人情報につきましても、法律の引用をさせていただく内容となってございます。要配慮個人情報の具体といた

しましては、思想心情、社会的身分、病歴、犯罪経歴、身体障害、健康診断などの情報などがあり、これらの情報につきましては資料19ページの3項の中で、これらについてはあらかじめ本人の同意を得ないで要配慮個人情報を収集してはならないという内容の規定にされるものでございます。

以上概略でございますが、本条例の細部説明とさせていただきます。いずれこれらにつきましては、従前よりさらに厳格に個人情報保護が図られる内容となるというふうにご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。ないですか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第19号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号南三陸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年法律第65号による関係法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する

ものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長説明。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、議案関係参考資料の21ページをお開きください。こちらに新旧対照表が載っております。

この法律は、いわゆる番号利用法と呼ばれるものでございますけれども、国の法律において引用条項のずれがございましたことから、それにあわせて町の条例も改正をするものでございます。備考欄に、その旨記載をしております。現行の49条、これを46条に改めるというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この条ずれで、49が46となっています。3条分の減った分があるかと思われま。その内容と、それからこれマイナンバーの関係だと思われまけれども、当町でマイナンバーを持っている方、実際カードとして利用されている方がどのぐらいいるのかお知らせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 初めにマイナンバーの数字でございますけれども、現時点で1,148枚であります。

それから、条項の3条のずれ分でございますけれども、実はこれは主務省令という膨大な、要はマイナンバーカードで取り扱える事務の範囲を膨大に管理している部分になります。これが、施行日が2回異なっておりますので、3条ずれたことによって何と何が削除されたということではなくて、その施行日ごとに条例がずれているというところで、中身的には大きく変わっているものではございません。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 当町で1,148枚出ているということは、全体の何%ぐらいになっておりますかね。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） このカードは、端的に言えば生まれた赤ちゃんも持てるということになりますので、1万3,500人ぐらいの人口に対して1,140枚というようなカウントの仕方が

できるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは国で奨励した分なんですけれども、国でも当てが外れたようなので、町民に広く行き渡らないでいるというのが現状だと思います。今後、こういうものを町でPRしていくのか、国では余り効果がなかったというような言われ方をしていますけれども、これを普及させていくのか、今のとおり水面下で横にしていくのか。町としての考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 国の制度でありますので、この普及拡大策につきましては国が主体となって考えるべきものというふうに思います。なお、現在申告受付期間中でございます。この12桁の番号を使うことによって、これまでの申告の事務手続が大幅に緩和、短縮されているということをマイナンバーを使った方は実感されているかと思えますので、そういった申告等の業務窓口の際に職員のほうから普及啓発に向けた指導などをするという事は、町独自としてこれからもやっていきたいと、こう考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 南三陸町国民健康保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第20号南三陸町国民健康保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号南三陸町国民健康保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第20号南三陸町国民健康保険条例及び南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開きください。今回の改正は、表題のとおり国民健康保険条例と後期高齢者医療に関する条例を改正する2条立ての条例になってございます。いずれの条例も、国保事業の都道府県単位化に伴う改正でございます。

内容につきましては、議案関係参考資料の新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。議案関係参考資料は、2冊のうちの1冊の22ページから24ページになります。

22ページをお開きください。まず第1条の国民健康保険条例の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴う改正でございます。改正の内容につきましては、国民健康保険運営協議会に関するものでございます。国保事業の都道府県単位化で、都道府県にも国保運営協議会が設立されたことによりまして、市町村の運協と区別するために町の運協を町の国民健康保険事業の運営に関する協議会と名称変更するものでございます。

23ページをお開きください。次に、第2条の後期高齢者医療に関する条例の改正については、高齢者の医療の確保に関する法律の第55条の2に住所地特例に関する規定が整備されたことに伴う改正でございます。まず住所地特例についてでございますが、本来国民健康保険または後期高齢者医療の適用は住所地で行われることとなりますため、特別養護老人ホームや障害者施設等の社会福祉施設に入所したことによりまして施設の所在する市町村または後期高齢者医療広域連合等に住所が移った場合は、当該施設の所在地で保険の適用を受けることとなります。その結果、これらの医療費が施設所在の市町村または広域連合の負担となるため、施設の所在する市町村の負担が重くなるという不公平が生ずることとなります。このため、他の市町村または広域連合から転入してきた者につきましては、入所する前の住所地の市町村が行う国民健康保険、または広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とするもので、そ

の負担の不均衡を是正する取り扱いとしております。これが住所地特例になります。

この後期高齢者医療に関する条例の第3条の規定は住所地特例に関するもので、項目ごとの説明は省略いたしますが、国保事業の都道府県単位化に伴いまして他県に移動する場合についてもこの住所地特例の対象とするというようなことをございます。また、国保の被保険者が75歳到達等によりまして後期高齢者医療制度に移行した場合にはつきましても、この住所地特例を引き継いで従前の所在地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするというものでございます。

24ページにつきましては、不要になった附則を削除するものでございます。

施行は平成30年4月1日となります。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 10番です。

この国民健康保険のほうから、法改正に伴う用語の整理というようなことでわかるんですが、今までの運営協議会の委員がそのまま移行するんだろうと思うんですが、委員は何名なのか。そして、決めた委員の定数の根拠というのは、どういうところから案が来ていたのか、この辺の説明。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 国保の運協委員につきましては、現在の委員をそのまま継続するような形になります。政令に基づいて9人というふうなことでなっております。

○議長（三浦清人君） 課長、何人。（「9人」の声あり）

高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その9人の内訳、いろいろな方々あるんでしょうから、肩書持った人たちなんだべからね。どういう方が9人なのか。

それで、条例というか法令というか、そういうことで決めたんだろうと思うから、それを変えなければ定数を変えることはできないんだろうと思うんだけど、それはもし人口に対してそういう数を設定していたとすれば、人口は減っているわけだからその数もそのままにしておくというのはどうなのかなど。報酬もあるわけですから、その辺あたりで今運営しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 被保険者代表と医療機関代表と、それぞれ3人ずつ来ているわ

けなんですけれども、人数の枠につきましては今最低のラインといたしますか、その人数に基づいて指名しているというふうな状況でございます、新委員につきましてはこの4月以降に、任期がこれまで2年だったんですけれども、3年に延びるといような形で、今の現行につきましてはそのまま2年間継続するよう形になります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今上程されている20号ですね、これは国民健康保険条例と後期高齢者医療が一緒に上程されています。このそれぞれの会計があるわけなんですけれども、こういう出し方でよろしいでしょうか。こちらからいうと、国保は国保の条例改正で後期高齢は後期高齢の部分で出してくると。全く、これだと同じところの改正のように見られるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 説明不足で大変申しわけございませんでした。根拠となる法令なんですけれども、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行と、これに伴います国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が根拠となっております、これらでこの2つが改正になっているということで一括して提案させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第21号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険の財政の安定を図るべく、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第21号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。

議案書は33ページの議案、34ページに条例の改正文、議案関係参考資料につきましては25ページに新旧対照表を載せてございます。

25ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。年度を変えているだけで料金の定めが書いてありません。いわゆる据置きとする内容でございます。本案は、提案理由のとおり平成30年度から平成平成32年度までの介護保険料率について定めるため、本条例の一部を改正するものであります。据置きとした理由につきましては3つほどございます。現在の介護保険の給付の状況でございますが、平成28年6月ごろから減少傾向にありまして、今年度は前年度とほぼ同水準で推移しております。決算ベースでは、前年度平成28年度とほぼ同額と見込んでおるところでございます。また、介護認定率なんです。前年度まで19%台の認定率でございましたが、直近2月末では18.0%ということで、1ポイントほど減少してございます。

加えて財政調整基金ですが、今年度末に1億2,690万円ほどとなりまして、震災前の水準に回復をいたしております。

以上のようなことから、来年度からの3年間の保険料率につきましては、現在の基準額月額6,000円、年額で7万2,000円を引き上げすることなく据え置くこととして、十分に介護保険の財政運営には支障がないと判断をいたしたところでございます。

なお参考までに、平成30年度からの3年間は第7期介護保険事業計画期間となっております。この計画につきましては南三陸町保健福祉総合審議会において3回審議を重ねまして、

さらに2月1日から14日に行ったパブリックコメントにおいても意見はございませんでした。このことを踏まえて、2月26日に開催した第4回目の審議会におきまして、原案どおりの答申ということをお願いしております。

以上、細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。質疑願います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。1点ほどお伺いいたします。

ただいまの説明で、3年間据え置くということで大変ありがたいお話でございました。それはそれといたしまして、これまでは県下2番目の高い保険料でした。今後3年間据え置くことによって、県下のランキングといいますかその高さがどの程度になるのか、推測でよろしいですけれどもわかっている範囲でお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 内部の資料はございますが、部外秘ということになっておりますので、なかなか申し上げづらいところがございます。各市町村のホームページにそういったパブリックコメントが載っております。その中に、保険料を明示している市町村もありますし、計算中というような形で表記しているところもございます。そういった情報を見ますと、現在県内で2番目という位置にありますが、次期の改正では多分7番目、8番目といったランクになるのではないかなというふうに思っておりますが、いずれどの市町村におかれましても3月の定例議会、2月のところもあるかと思いますが、そういった場面で議決をされるものと思いますので、なかなか具体的に何番目ということとは言えない状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 一般町民の方はその過程がわからなくて、「県内2番目に高いんだね、介護保険がね」とよく言われるんです。一般の人って内容はわからないから、そういうことが言われるんだなと思われまうけれども、今度は「いや、そんなことないです。もっと下がりますからね」というようなPRをしておきますので。ありがとうございました。（「下がらないです」の声あり）そのまま推移。

○議長（三浦清人君） 順位が下がるということ。

○7番（及川幸子君） そうそう、順位が下がるということなの。金額は下がらないです、もちろん。順位が下がるということですから。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めます。担当課長の細部説明が終わりました。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なし。討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第14 議案第23号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第22号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、それから日程第14、議案第23号南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第22号南三陸町指定地域密着型サービ

スの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第23号南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は、介護保険法及び関係省令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第22号及び議案第23号の2案について説明を申し上げます。

本2案につきましては、提案理由にありますとおり介護保険法等の一部改正により、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号につきましては地域密着型サービス、いわゆる要介護における地域密着型のサービスということで、こちらの条例は202条立てになってございます。議案第23号は地域密着型介護予防サービス、いわゆる要支援者の方のサービスについての規定でございまして、こちらは90条立てといった内容になってございます。これらの条例は平成25年3月に制定をされ、その後法令の一部改正に伴いまして過去3回の一部改正を行っておりまして、今回が4回目の改正ということになります。ご承知のとおり、この条例につきましては国の省令をベースに町が、きょう14号で説明あった条例のように文書の保存期間でありますとか暴力団の排除の関係でありますとか、そういった部分を書き加えたものであります。ベースは省令そのままということですので、法令の改正があるたび関係する条例の一部を改正していく必要があるといったものでございます。

今回は議案書で36ページから41ページまで、それから議案第23号については43ページに改正文を載せてございますし、議案関係参考資料につきましては22ページから、あわせて67ページまでの新旧対照表となっております。内容は大変ボリュームがありますので、できるだけわかりやすく議案関係参考資料の26ページをもって説明をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず条例の一部改正の趣旨でございますが、1つ目といたしまして地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）、こちらは全部で

31件の法律を一まとめにして改正したものでありまして、そのうちの1つに介護保険法の一部改正が含まれるといったものでございます。あわせて、2つ目に地域指定居宅サービス等の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、こちらは12件の省令を1つの省令で改正するものでございまして、その中の地域密着型サービス等の改正の部分がございまして、あわせて、3つ目として介護医療院の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）が新たに設けられましたので、これら3つが関係して関係条例の一部を改正するものといったことになってございます。

具体の改正の中身でございますが、2番の主な改正点の内容でございます。1つ目といたしましては、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項ということで、介護保険法第5条の2に認知症に対する取り組み、それから市町村がやるべきこと等が新たに加わったことによりまして、引用する部分の条項の改正があるといったことが1つ目でございます。

2つ目は、介護医療院の創設に関する事項ということで、今回介護医療院という新たな介護保険施設が創設されることとなります。これは、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れだったり看取りターミナル等の機能、それから生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設としての介護医療院の創設といったものでございます。具体的にどういった施設なのかということにつきましては、老人保健施設と病院ですね、この2つの機能を兼ね備えた施設といったイメージで捉えていただければよろしいかと思います。

それから3つ目としましては、地域密着型サービス事業者に求められる基準の改正ということで、定期巡回・随時対応型訪問看護等の基準の改正であったり、ユニット型の介護老人福祉施設における利用定員の設定であったり、もう1つが身体的拘束等の適正化を図る措置の追加といった内容でございます。この身体的拘束の適正化を図る措置というものにつきましては、例で言えば41ページをごらんになっていただきたいと思っております。議案関係参考資料の41ページでございます。こちらの改正案のところ、7項の1号・2号・3号とございまして、この3つにつきまして対策の検討委員会を3カ月に1回以上開催し、その結果を介護従事者等に周知徹底を図ることといった内容、それから2つ目として適正化のための指針を整備することを義務づけると明記したものでございます。3つ目といたしましては、研修会を定期的実施することといったことが示されております。これらの改正が今回の主なものでございます。

あと最後に、改正に伴いまして引用条項を改正する部分が非常に多くございます。こういっ

たことで、施行期日については平成30年4月1日となっております。

なお、新しい議員さんもいますので、地域密着型サービスとは一体何だろうということが疑問だと思うんですけれども、この地域密着型サービスというのは平成18年4月から新たにできたサービスでございまして、高齢者が中・重度の要介護状態となっても、可能な限り住みなれた自宅または地域で生活が維持できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスを利用するものといったものでございます。原則といたしまして、所在市町村の被保険者のみが利用できるといった内容のものでございます。

以上、大変なボリュームのある一部改正なんですが、簡単に内容を説明させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

大変丁寧なご説明で、ありがとうございました。そこで、主な改正点の概要とありますね。新しく平成30年度から、介護医療院の創設に関する事項でございます。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れってありますけれども、日常的な医学管理というのはざっと見ると胃ろうをしている方とか、そういう人なのかなと思われま。看取りターミナル等の機能は末期がん患者の看取りだと、簡単に申せばそういうふうなイメージがあるんですけれども、それが老健と病院が一緒になったものの開設ということなんですけれども、この近場、県内で平成30年度からこういうことをやりますよというような手挙げしているような病院等を教えてください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 一部改正最近示されまして、県内の事業所で手挙げあるのかといった情報については、仙台市のほうで1施設が行う意思を示しているといった情報を耳にしておりますが、具体にどの施設かは承知してございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 仙台の施設。この看取りターミナルケアが大事だというのは、末期がん患者の人たちが家庭的な環境で末期を迎えるということが、非常に本人にとって手術などをせず、本人がこうやりたいという意思がある方が普通に生活するという場所だと私は認識するんですけれども、こういった病院が仙台でできるとなると、だんだんと地方にもそういう施設が出てくるのかなと思われまけれども、今南三陸町病院を抱えておりますけれども、

こういうターミナルケアの科を設ける、そういうことが今後考えられるのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しく私も存じておりませんので、担当のほうから説明させます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私が答えていいのかどうかちょっとわからないんですけども、制度改正されたばかりで、新たな基準も設けられております。2つの機能が一緒ということですので、これまで以上に人員の基準であったりということが厳しくなろうかと思えます。そういったスタッフの態勢であったりということを考えると、現在仙台市内で1施設といった状況だということは何となく納得できるのかなと思えます。いずれ第7期、3年間の間にどのような施設が全国的に立ち上がって、その運営状況を見ながら町としてもそういった一定の判断をする時期が来たときに、そういった転換なりそういったサービスを考えるとといった時期が来るのかなと思っております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋でございます。

先ほど地域密着型サービスの件で、私ども新人議員にも詳しくご説明いただきました。その中で、身体的拘束等の適正化を図る措置の追加という言葉がありまして、身体的拘束、自宅で体を縛られるような何か穏やかでない表現というふうにとられかねないと思うんですけども、実際現場でそういったいろいろと苦勞をされているかと思えますけれども、どういった場合に身体的な拘束をされているのか。事例なんかがあれば、教えていただきたいなと思えます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 一般的には、例えば痴呆がかなり進行して体は丈夫だと。どうしても夜間とかそういった場合に放浪してしまうといった方について、一定の拘束といえますかそういったことがあるといったのが、一番わかりやすい事例かなと思えます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点、2点伺いたいと思えます。

今回、この介護医療院の創設ということなんですけれども、従来の介護療養型医療施設が廃

止されこのような形になるということなんです、今後どのような動向になっていくのか、まず第1点。

そして2点目は、今回の関連でお伺いしたいんですけれども、看取りについて当町ではどういった状況になっているのか、伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 1点目の療養型のほうですけれども、療養型につきましては本来この3月31日で終わりといったことでありましたが、なかなか転換が進んでいないということで、今回の一部改正の中で6年間延長ということになりました。6年間、平成36年3月31日までで、できるだけ国としてはそういった療養型が介護医療院に転換していただければいいなといった思いでいるようでございます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、看取りのことにつきまして私のほうから回答させていただきます。

施設、老人保健施設それから特別養護老人ホーム等の入所の方々がちょっと体調悪くなった段階では、うちの病院で医療を受けます。回復なさった段階ですぐ施設に戻るんですけども、総じて75%の方を病院で看取るというふうなことになってございます。ただ最近ですと、特別養護老人ホームのほうでも看取りというふうなことの取り扱いをするような形になっておりますので、少しずつ変化しているのかなというふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長の説明で6年後ということなんですけれども、今後6年かけてどのような形が変わっていくのか、もう少し詳しく説明いただければと思います。

あと看取りに関しては、今事務長より老健の件が出ましたけれども、当町では自宅での看取りと違って、そういった事例はどうなのか。そのところ、もしおわかりでしたら伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 1点目の療養型のほうなんですけれども、私言っているのは介護の療養型でありますので、現在町内には施設ありません。さっき言った6年間のうちにとことは、全国的な動きでそのような推移をしているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 自宅での死亡の確認といいますのは、余り件数がござい

ません。ただ、翌朝ドクターが出勤してから死亡の確認をするというケースが、年に数回カウントされておるといったところです。

○議長（三浦清人君） これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第22号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時57分 延会